

平成20年度

業務実績報告書

日本司法支援センター

目次

I	はじめに	1
II	日本司法支援センターの概要	2
1	業務の内容	2
(1)	本来業務（総合法律支援法第30条第1項）	2
ア	情報提供業務（第1号）	2
イ	民事法律扶助業務（第2号）	2
ウ	国選弁護等関連業務（第3号）	2
エ	司法過疎対策業務（第4号）	2
オ	犯罪被害者支援業務（第5号）	2
(2)	受託業務（総合法律支援法第30条第2項）	2
2	法人の組織	3
	【資料1】日本司法支援センター全国事務所所在地等一覧	
3	法人の沿革	4
	【資料2】日本司法支援センターのあゆみ（～平成21年3月31日）	
4	根拠法	4
5	主務大臣	4
6	資本金	4
7	役員の状況	4
8	職員の状況	4
III	中期目標・中期計画・年度計画	5
1	日本司法支援センターの中期目標・中期計画	5
(1)	総合法律支援の充実のための措置に関する事項	5
(2)	業務運営の効率化に関する事項	5
(3)	提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	5
2	平成20年度日本司法支援センター年度計画	6
(1)	総合法律支援の充実のための措置に関する事項	6
(2)	業務運営の効率化に関する事項	7
(3)	提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	7

(4) 委託援助業務	8
IV 平成20年度の事業概要	9
1 総括	9
(1) 業務内容の国民への周知・利用者の立場に立った業務遂行	9
(2) 地方協議会の開催	9
(3) 常勤弁護士の確保	9
【資料3】常勤弁護士配置先一覧（平成21年3月31日現在）	
【資料4】常勤弁護士就職説明会等実施状況	
(4) コンプライアンス体制の整備状況	10
ア 監事定期監査	10
イ 内部監査	10
(5) 自己収入（寄附金等）の受入状況	10
2 各業務	11
(1) 情報提供業務	11
ア 業務の概要	11
イ コールセンターにおける情報提供	11
ウ 地方事務所における情報提供	12
【資料5】平成20年度情報提供件数の推移	
【資料6】平成20年度における相談分野の概要 （問い合わせ上位20件）	
【資料7】平成20年度における関係機関紹介状況	
エ ホームページ等による情報提供	13
オ 関係機関との連携・協力関係強化	13
(2) 民事法律扶助業務	14
ア 援助申込状況及び援助決定件数等状況	14
【資料8-1・2】平成20年度援助申込状況、援助決定件数等状況	
【資料9】最近5年間の援助決定件数の推移	
イ 契約弁護士・司法書士数	14
【資料10-1・2】契約弁護士数、契約司法書士数	
ウ 援助を受けた方の特徴	14
【資料11-1～4】援助を受けた方の年齢・性別、職業、収入（月額）、 公的給付	
エ 代理援助事件・書類作成援助事件の状況	15
【資料12】代理援助事件の事件別内訳	
【資料13】書類作成援助事件の事件別内訳	
【資料14】支払保証立担保実績	

	【資料15】代理援助事件の結果別内訳	
オ	不服申立てと再審査	15
	【資料16】不服申立てと再審査（結果別内訳）	
カ	立替金等の状況	16
	【資料17】立替金等残高表	
	【資料18】法律相談費	
	【資料19】代理援助立替金実績	
	【資料20】書類作成援助立替金実績	
キ	業務方法書の改正	16
(3)	国選弁護等関連業務	16
ア	国選弁護関連業務	16
	【資料21】国選弁護人契約弁護士数の推移（含む常勤弁護士）	
	【資料22】国選弁護事件受理件数（被疑者・被告人別）	
	【資料23-1～3】国選弁護報酬基準の概要	
	【資料24】国選弁護報酬・費用算定件数（地方事務所別）	
	【資料25】国選弁護報酬・費用算定件数（審級別）	
	【資料26】国選弁護報酬等に対する不服申立件数	
イ	国選付添関連業務	20
	【資料27】国選付添事件受理件数	
	【資料28】国選付添報酬基準の概要	
	【資料29】国選付添報酬・費用算定件数	
(4)	司法過疎対策	21
	【資料30】常勤弁護士の司法過疎地域への巡回状況	
(5)	犯罪被害者支援業務等	21
ア	犯罪被害者支援業務	21
	【資料31】犯罪被害者支援ダイヤルにおける受電件数の推移	
	【資料32】犯罪被害者支援ダイヤルで受電した問い合わせ内容	
	【資料33】犯罪被害者支援ダイヤルで受電した「犯罪被害・刑事手続等」に関する問い合わせに係る紹介先	
	【資料34】地方事務所における問い合わせ件数の推移	
	【資料35】地方事務所で対応した問い合わせ内容	
	【資料36】精通弁護士の紹介状況	
イ	被害者国選弁護関連業務	22
	【資料37】被害者国選弁護報酬基準の概要	
	【資料38】被害者参加弁護士契約弁護士数及び選定請求等受理件数	
	【資料39】選定請求事件の罪名別件数及び内訳	
(6)	受託業務	23
ア	概要	23

イ	中国・サハリン残留日本人国籍取得支援委託業務	23
ウ	日本弁護士連合会委託援助業務	24
	【資料40】日弁連委託援助業務の対象者及び援助内容一覧	
V	平成20年度における業務実績	26
1	総合法律支援の充実	26
(1)	総括	26
ア	業務内容の国民への周知・利用者の立場に立った業務遂行	26
	【資料41】認知度調査結果概要	
イ	地方協議会の開催	28
	【資料42】平成20年度地方協議会開催一覧	
ウ	常勤弁護士の確保	29
	【資料43】平成20年度司法研修所選択型実務修習受入状況	
(2)	情報提供・関係機関連携強化	30
ア	相談窓口設置機関・団体との連携・協力関係の構築	30
	【資料44】法テラスと連携関係にある相談窓口設置機関・団体数等 (地方事務所別)	
イ	連携指数の上昇	31
(3)	民事法律扶助	32
ア	民事法律扶助の担い手となる弁護士・司法書士の確保	32
イ	民事法律扶助のニーズ調査の企画	33
(4)	国選弁護人確保	34
ア	弁護士に対する説明会の実施	34
イ	常勤弁護士の採用・常駐	34
(5)	司法過疎対策	35
ア	地域事務所の設置等	35
イ	常勤弁護士の巡回	35
(6)	犯罪被害者支援	36
2	業務運営の効率化	37
(1)	情報提供・犯罪被害者支援・関係機関連携強化	37
ア	コールセンターにおける効率的な情報提供	37
イ	関係機関・団体データベースの活用等	38
(2)	民事法律扶助・国選弁護人確保	38
ア	常勤弁護士採用のための基盤整備	38
イ	常勤弁護士確保に向けた説明会の実施	39
ウ	常勤弁護士の活動のための環境整備	39
エ	常勤弁護士に対する実務研修の実施	40

	【資料45】常勤弁護士・内定者に対する本部実務研修実施状況	
	オ 国選弁護人契約における一括契約に関する取組	41
(3)	司法過疎対策	41
3	提供するサービスその他の業務の質の向上	42
(1)	情報提供	42
	ア FAQの充実等	42
	【資料46】裁判員制度についての問い合わせ	
	【資料47】利用者満足度調査（コールセンター・地方事務所）	
	【資料48】平成20年度コールセンターにおける受電内容の推移	
	イ 即日中の情報提供	43
	【資料49】資格・経験別窓口対応専門職員数	
(2)	民事法律扶助	44
	ア 援助審査の合理化	44
	イ 犯罪被害者に対する充実した援助の提供	45
	ウ 契約弁護士・司法書士に対する研修の実施	45
(3)	国選弁護人確保	46
	ア 関係機関との定期的な協議	46
	イ 指名通知に関する目標時間の設定等	46
	ウ 国選弁護人契約弁護士に対する研修の実施	47
	エ 不祥事案の再発防止	47
(4)	犯罪被害者支援	48
	ア 地方事務所の職員の配置	48
	イ 窓口対応専門職員等に対する研修の実施	48
	ウ 犯罪被害者支援に携わる者等からの意見聴取	50
	エ 犯罪被害者支援精通弁護士の確保等	51
	オ 被害者参加制度及び損害賠償命令制度等の適切な情報提供等	52
	カ 民事法律扶助、日本弁護士連合会委託援助制度の情報提供等	53
(5)	司法過疎対策	53
(6)	関係機関連携強化	54
4	委託援助業務	54
(1)	日本弁護士連合会委託援助業務	55
(2)	中国残留孤児援護基金委託援助業務	55
5	予算、収支計画及び資金計画	56
6	短期借入金の限度額	56
7	重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	56

8	剰余金の使途	56
9	その他法務省令で定める業務運営に関する事項	56
(1)	施設・設備に関する計画	56
(2)	人事に関する計画	57
ア	常勤弁護士確保状況等	57
イ	職員の確保状況等	57

以上

I はじめに

平成20年度は、日本司法支援センター（以下「支援センター」という。）の第1期中期目標の期間（平成18年4月10日から同22年3月31日まで）における3年目の年度である。

支援センターは、平成18年10月2日の業務開始以降、同19年10月には日本弁護士連合会委託援助業務を開始し、同年11月には国選付添人に関する業務を開始するなど業務範囲を拡大してきたが、同20年度においても、同年12月に被害者参加人のための国選弁護制度が開始され、新たに被害者参加人の意見を聴いた上で国選被害者参加弁護士の候補を指名通知する業務を担うこととなった。

平成21年5月には、被疑者国選弁護制度の対象事件の範囲の大幅な拡大とともに、裁判員制度が施行されたが、今後も第2期中期目標期間における業務の展開を見据えつつ、第1期中期目標の達成に向けて邁進することになる。

平成20年度においても、各業務とも概ね順調に推移し、情報提供業務におけるコールセンターの問い合わせ件数は28万7,897件（前年度は22万727件）に急増し、民事法律扶助業務における法律相談援助の実施件数は17万9,543件（前年度14万7,430件）に及ぶなど支援センターが提供する法律サービスの利用者は確実に増加する傾向にある。

他方、前年度からの課題の一つであった認知度の向上については、コールセンターの利用者数が急増していることから分かるように、現に法的トラブルを抱えるなどして法的サービスの提供を求めている利用者層に対しては相当程度効果的に支援センターの存在等を周知することができたのではないかと考えられるが、広く一般の方の認知度については微増（前年度約22パーセントから今年度約24パーセントに増加）に止まっており、課題を残している。

また、上記のように、平成21年5月以降、国選弁護等関連業務の範囲が拡大しており、支援センターでは、国選弁護人契約弁護士数を増加させるなどして対応してきたところではあるが、今後も確実な業務遂行のため、引き続き体制の整備に努めていく必要がある。

本報告書は、以上のような状況を踏まえ、支援センターの平成20年度における業務実績とその成果を報告するものである。

II 日本司法支援センターの概要

1 業務の内容

総合法律支援法に基づき、主に次のような業務を行う。

(1) 本来業務（総合法律支援法第30条第1項）

ア 情報提供業務（第1号）

利用者からの問い合わせに応じて、法制度に関する情報と、相談機関・団体等（弁護士会、司法書士会、地方公共団体等の相談窓口等）に関する情報を無料で提供する業務。

イ 民事法律扶助業務（第2号）

経済的にお困りの方が法的トラブルにあったときに、無料で法律相談を行い（法律相談援助）、必要な場合、民事裁判手続等に係る弁護士又は司法書士の費用等の立替え等を行う（代理援助、書類作成援助）業務。

ウ 国選弁護等関連業務（第3号）

(ア) 国選弁護人及び国選付添人になろうとする弁護士との契約締結、国選弁護人候補及び国選付添人候補の指名及び裁判所への通知、国選弁護人及び国選付添人に対する報酬・費用の支払等を行う業務。

(イ) 国選被害者参加弁護士になろうとする弁護士との契約締結、国選被害者参加弁護士候補の指名及び裁判所への通知、国選被害者参加弁護士に対する報酬・費用の支払等を行う業務。

エ 司法過疎対策業務（第4号）

身近に法律家がない、法律サービスへのアクセスが容易でない司法過疎地域の解消のため、支援センターに勤務する弁護士が常駐する「地域事務所」を設置し、法律サービス全般の提供等を行う業務。

オ 犯罪被害者支援業務（第5号）

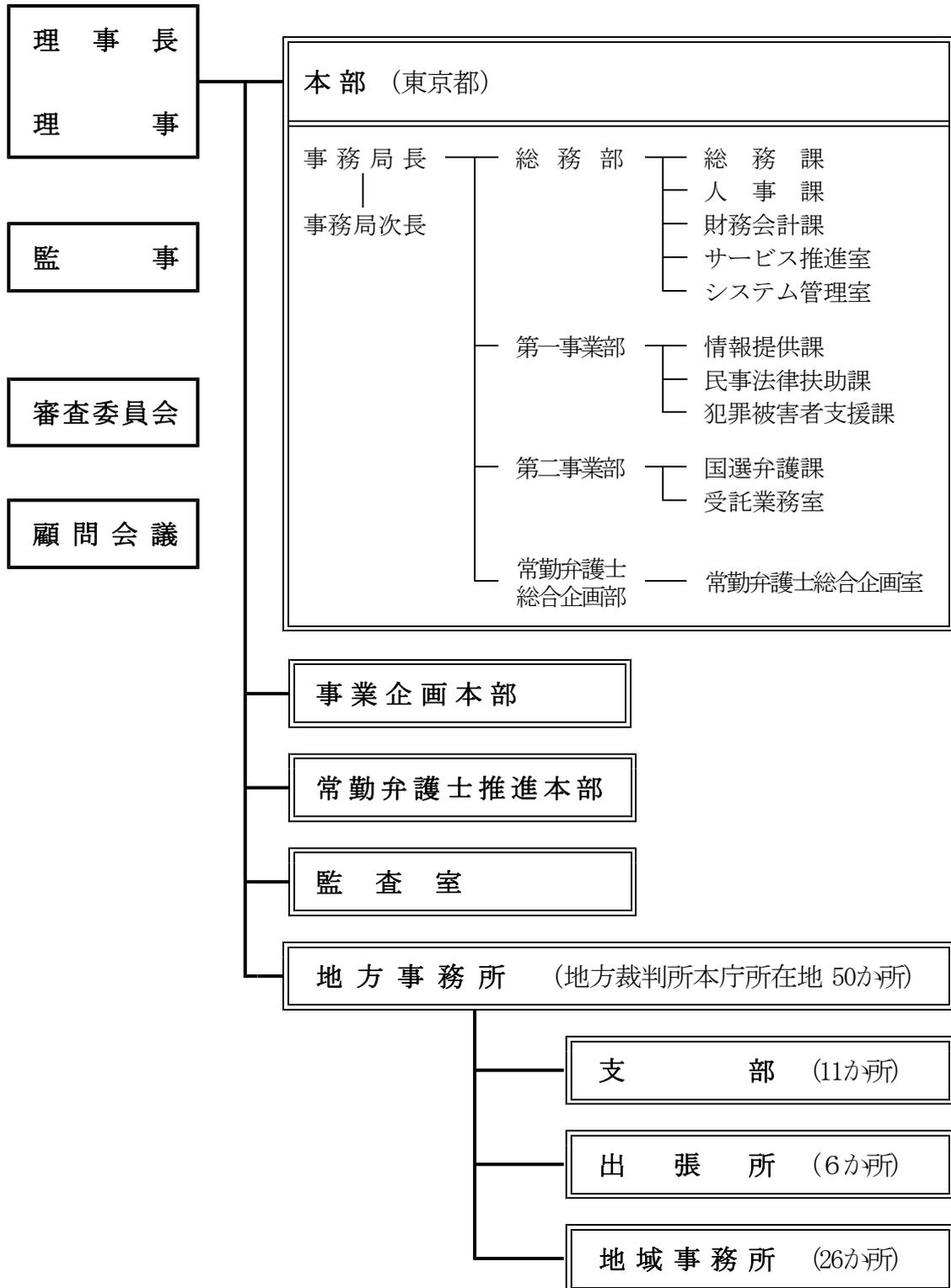
犯罪の被害にあわれた方やご家族の方などが、そのとき最も必要な支援が受けられるよう、被害の回復・軽減を図るための法制度に関する情報を提供するとともに、犯罪被害者支援を行っている機関・団体と連携しての適切な相談窓口の紹介や取次をし、必要に応じて、犯罪被害者等の支援に精通している弁護士を紹介する業務。

(2) 受託業務（総合法律支援法第30条第2項）

支援センターの本来業務の遂行に支障のない範囲で、国、地方自治体、非営利法人等から委託を受けて、委託に係る法律事務を契約弁護士等に取り扱わせる業務。

2 法人の組織

本部及び地方事務所等の組織図は、下図のとおりである（平成21年3月31日現在）。



なお、全国の事務所所在地は、【資料1】のとおりである。

【資料1】日本司法支援センター全国事務所所在地等一覧

3 法人の沿革

平成18年4月10日 支援センター設立

同年10月2日 支援センター業務開始

なお、支援センターの平成21年3月31日までの沿革については、【資料2】のとおりである。

【資料2】日本司法支援センターのあゆみ（～平成21年3月31日）

4 根拠法

総合法律支援法（平成16年6月2日公布、法律第74号）

5 主務大臣

法務大臣

6 資本金

3億5,100万円（政府全額出資）

7 役員状況

理事長	寺井一弘	（平成20年4月10日就任）
理事	岩瀬徹	（ 〃 再任）
同	篠塚英子	（ 〃 就任）
同	加毛修	（ 〃 就任）
同	西川元啓	（ 〃 再任）
監事	馬場義宣	（ 〃 再任）
同	羽田悦朗	（ 〃 再任）

（注）平成21年4月2日現在の役員は、次のとおりである。

理事長	寺井一弘	（平成20年4月10日就任）
理事	岩瀬徹	（ 〃 再任）
同	草野満代	（平成21年4月2日就任）
同	加毛修	（平成20年4月10日就任）
同	西川元啓	（ 〃 再任）
監事	馬場義宣	（ 〃 再任）
同	羽田悦朗	（ 〃 再任）

8 職員状況

平成21年3月31日現在、常勤職員数は616名（常勤弁護士を含む。）である。

Ⅲ 中期目標・中期計画・年度計画

1 日本司法支援センターの中期目標・中期計画

支援センターは、平成18年4月、法務大臣から指示された平成22年3月31日までの間に支援センターが達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を受け、中期計画を作成し、認可された。

中期計画の概要は以下のとおりである。

(1) 総合法律支援の充実のための措置に関する事項

- 全国の地方事務所単位で各事業年度に1回以上、地方協議会を開催し、関係機関・団体及び利用者の意見を聴取すること。
- 支援センターの体制整備のため、契約弁護士・司法書士の幅広い確保に加えて、常勤弁護士の確保に努めること。
- 地方事務所単位で、平均68以上の機関・団体と連携・協力関係を構築した上、連携の度合い（連携指数）を上昇させること。
- 民事法律扶助の担い手となる弁護士・司法書士が少ない地域について、常勤弁護士の常駐若しくは巡回又は契約弁護士・司法書士の確保を行うこと。
- 民事法律扶助のニーズを把握するための、利用者等に対するアンケート調査を実施すること。
- 国選弁護事件の受け手となる弁護士が少ない地域について、常勤弁護士を常駐又は巡回させること。
- 日本弁護士連合会等とも連携協力しながら、実質的な「弁護士ゼロワン地域」において司法過疎対策を図ること。
- 地方事務所単位で、平均12機関以上の犯罪被害者支援関係の機関・団体と連携・協力関係を構築した上、連携の度合い（連携指数）を上昇させること。

(2) 業務運営の効率化に関する事項

- 総合法律支援の充実のための措置及び提供するサービスその他の業務の質の向上との均衡に十分配慮しながら、効率的かつ円滑に業務を遂行すること。
- 情報提供業務を一元的に行うコールセンターを設置すること。
- 民事法律扶助・国選弁護の事件処理に対応する所要の常勤弁護士を確保すること。
- 司法過疎対策につき、支援センターの補完性と業務の効率性の観点をも踏まえること。

(3) 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

- 情報データベース及びFAQ（Frequently Asked Question（よくある

質問と答)) データベースの情報量を平成18年度から同21年度までの間に20%以上増大すること。

- 情報提供業務に関し、利用者のアンケート調査を行い、満足度5段階評価で平均4以上の満足度の評価を得ること。
- 民事法律扶助において、援助審査の方法を合理化することなどにより援助申込みから代理人選任までの期間を短縮すること。また、各事業年度に1回以上、契約弁護士・司法書士を対象とする研修を実施すること。
- 国選弁護人確保について、各地方事務所単位で、関係機関との間で、各事業年度に1回以上の定期的な協議の場を設定すること。また、各事業年度に1回以上、国選弁護人契約弁護士を対象とする研修を実施すること。
- 地方事務所に犯罪被害者支援に精通している職員を配置すること。また、職員に対し、犯罪被害者支援に関する研修を実施すること。
- 犯罪被害者やその支援に携わる者の意見を聴取する機会を地方事務所単位で各事業年度に1回以上設けること。
- 地方事務所単位で、連携関係にあるすべての関係機関と平成19年度以降各事業年度に1回以上(裁判所・検察庁・弁護士会との間では2回以上)、協議を行うこと。

2 平成20年度日本司法支援センター年度計画

支援センターは、中期計画に基づき、平成20年度の業務運営に関する計画(以下「年度計画」という。)を定め、平成20年3月28日、法務大臣に届け出た。年度計画の概要は以下のとおりである。

(1) 総合法律支援の充実のための措置に関する事項

- 地方事務所単位で、1回以上、地方協議会を開催し、関係機関・団体及び利用者の意見を聴取すること。
- 支援センターの体制整備のため、契約弁護士・司法書士の幅広い確保に加えて、常勤弁護士の確保に努めること。常勤弁護士については、実務経験年数が10年未満の者の任期を3年、実務経験年数が10年以上の者の任期を2年とし、それぞれ2回まで更新可能とすることを基本としつつ、最初の任期を1年として、司法修習修了直後の者等から、常勤弁護士を採用すること。
- 地方事務所単位で、平均68以上の相談窓口設置機関・団体と連携・協力関係を構築し、連携指数の上昇に努めること。
- 民事法律扶助の担い手となる弁護士・司法書士が少ない地域について、常勤弁護士の常駐若しくは巡回又は契約弁護士・司法書士の確保を行うこと。
- 民事法律扶助のニーズを把握するための、利用者等に対するアンケート

等の調査を企画立案すること。

- 契約弁護士獲得のため、弁護士に対する説明会を実施し、国選弁護事件の受け手となる弁護士が少ない地域について、常勤弁護士を常駐させること。
 - 実質的な「弁護士ゼロワン地域」に、人口・事件数等を考慮し、地域事務所を設置し、常勤弁護士を常駐させること。
 - 地方事務所において、犯罪被害者支援関係の機関・団体と連携・協力関係を構築・強化を図ること。
- (2) 業務運営の効率化に関する事項
- 東京都に設置したコールセンターにおいて、業務量に応じた要員を配置するなどして電話による情報提供を集中的・効率的に行うこと。
 - 常勤弁護士確保のために、司法修習生、法科大学院生、弁護士に対する説明会を実施し、常勤弁護士又は内定者に対する支援センター本部主催の実務研修を2回以上実施すること。
 - 国選弁護人契約における一括契約について説明資料を作成し、一括契約に基づく事件処理の実務運用について、関係機関との間で協議を行うこと。
- (3) 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
- コールセンターに寄せられる問い合わせを日々分析し、よくある質問を抽出した上、それに対する答（FAQ）を作成すること。
 - コールセンター及び地方事務所の情報提供窓口においてアンケート調査を実施し、5段階評価で4以上の満足度の評価を得るように努めること。
 - 民事法律扶助の援助審査の方法を合理化することなどにより、援助申込みから代理人選任までの期間を平成19年度と比較して短縮すること。
 - 弁護士会及び司法書士会等の協力を得ながら、契約弁護士・司法書士を対象とする研修を実施すること。
 - 国選弁護人確保について、地方事務所単位で、関係機関との定期的な協議の場を1回以上設定すること。
 - 地方事務所単位で、国選弁護人契約弁護士を対象とする研修を1回以上実施すること。
 - 地方事務所に犯罪被害者支援に精通している職員を配置し、職員に対し、犯罪被害者支援に関する研修を実施すること。
 - 犯罪被害者等の意見を聴取する機会を地方事務所単位で1回以上設けること。
 - 犯罪被害者が、平成20年12月までに施行される被害者参加制度及び損害賠償命令制度を適切かつ効果的に利用できるよう、適切な情報提供などを通じた支援の充実を図ること。

(4) 委託援助業務

- 日本弁護士連合会からの委託を受け、民事法律扶助制度や国選弁護制度等でカバーされない方を対象に、人権救済の観点から弁護士費用等の援助を行うこと。
- 財団法人中国残留孤児援護基金からの委託を受け、身元が判明している中国残留邦人等が、戸籍に関する手続を行う場合に、弁護士による法的援助を提供すること。

IV 平成20年度の事業概要

1 総括

(1) 業務内容の国民への周知・利用者の立場に立った業務遂行

設立3年目である平成20年度も、前年度に引き続き、業務内容等に関する国民の認知度を高めることが大きな課題の一つであったが、そのための広報活動を戦略的に実施した。

また、支援センターでは、利用者の立場に立った業務遂行のため、前年度に引き続き、「苦情等取扱規程」に基づき、利用者から寄せられた様々なご意見・ご要望等を集約して組織横断的に業務改善に向けた検討を行うなどしたほか、利用者に対する懇切・丁寧かつ迅速・適切な対応マナーの習得・向上のため、若手職員を対象とした研修を実施するなどした。

(2) 地方協議会の開催

支援センターの業務に関する具体的情報を周知するとともに、多数の関係機関・団体及び利用者の意見を聴取し、当該地域の実情に応じた業務運営を行うため、全国の地方事務所等において、地方協議会を開催した。

(3) 常勤弁護士の確保

常勤弁護士とは、支援センターとの間で、総合法律支援法第30条に規定する支援センターの業務に関し、他人の法律事務を取り扱う契約をしている弁護士のうち、支援センターに常時勤務する契約（勤務契約）をしている弁護士であり（常勤弁護士等の採用及び職務等に関する規程（平成18年規程第22号）第1条）、平成20年度に合計55名の常勤弁護士を採用した。

平成21年3月31日現在で、常勤弁護士は合計151名となり、【資料3】のとおり、合計71か所の事務所（全国45か所の地方事務所・支部、26か所の地域事務所）に配置した。

【資料3】常勤弁護士配置先一覧（平成21年3月31日現在）

常勤弁護士は、民事法律扶助、国選弁護及び司法過疎対策等の重要な担い手であり、有能で志の高い常勤弁護士を数多く確保するためには、常勤弁護士の業務内容、採用情報等に関する積極的な広報・説明が必要であることから、【資料4】のとおり、日本弁護士連合会、単位弁護士会、司法研修所、法科大学院、司法試験予備校等の協力を得て、平成20年度に、合計44回余りにわたり、延べ6,300名以上の司法修習生、弁護士、法科大学院生、司法試験合格者等を対象として説明会を実施した。

【資料4】常勤弁護士就職説明会等実施状況

さらに、一定の法曹経験を有する弁護士からの応募者も確保するため、日本弁護士連合会の協力を得て、法曹経験が概ね10年以下であり、60歳未満の既登録弁護士約2万名に対して常勤弁護士の採用案内や応募書類を送付し、

応募を促す取組みを行った。

(4) コンプライアンス体制の整備状況

支援センターは、これまでに監事監査規程（平成18年規程第11号）、内部監査規程（平成18年規程第12号）、役職員倫理規程（平成18年規程第23号）等を策定するとともに、毎年度、本部、地方事務所及び支部に対する監事監査規程に基づく監事定期監査及び内部監査規程に基づく内部監査を実施するなどし、コンプライアンス体制の整備に努めている。

これに基づいて、平成20年度においては、以下の各事務所に対する監査を実施した。

ア 監事定期監査

本部、和歌山地方事務所

イ 内部監査

本部、栃木地方事務所、静岡地方事務所、長野地方事務所、京都地方事務所、滋賀地方事務所、三重地方事務所、山口地方事務所、鳥取地方事務所、佐賀地方事務所、鹿児島地方事務所、福島地方事務所、秋田地方事務所、徳島地方事務所、熊谷地域事務所、松本地域事務所、倉吉地域事務所、指宿地域事務所

支援センターでは、これら監査の結果を理事長に報告し、また、内部監査の結果については監事にも報告するとともに、地方事務所等に改善事項を指摘し、業務方法の改善を図った。

(5) 自己収入（寄附金等）の受入状況

平成20年度における寄附金収入は約1億8,000万円で、同19年度に比べて40%近くの増加となった。

広報物やホームページに寄附金募集の案内を掲載するなどしたほか、寄附金の大部分を占める被疑者・被告人からのしよく罪寄附を増加させるため、支援センターの契約弁護士や検察官に対し、しよく罪寄附を紹介するチラシを配布するなどして周知に努めたことが寄付金額の増加につながったものと考えられる。

さらに、平成20年度においては、個人・法人を問わず広く一般の方から寄附を集めるための仕組みの創設に向けた具体的な検討を行うとともに、罪を犯して保護観察中の方や仮釈放を許された方の改善・更生に資するための寄附の受入制度を準備するなど多様な取組みを行った。

他方、地方公共団体からの補助金については、支援センターの地方事務所を通じて、再度、複数の地方公共団体に対し、総合法律支援法第9条の趣旨を説明するなどして理解と協力が得られるよう努めたが、190万円余りにとどまった。

2 各業務

(1) 情報提供業務

ア 業務の概要

情報提供業務は、①裁判その他の法による紛争の解決のための制度の有効な利用に資するもの（法制度情報）及び、②弁護士、司法書士等隣接法律専門職者等の業務等に関するもの（関係機関・団体情報）を内容とする情報を提供するものであり、電話、面談に加え、メールやホームページなどの方法によっている。

イ コールセンターにおける情報提供

法的トラブルを抱えてお困りの方の利便性に鑑み、東京都内にコールセンターを設置して、電話とメールによる情報提供を集中的・効率的に行っている。

コールセンターには、全国統一で覚えやすい電話番号「0570-078374（おなやみなし）」を設け、全国からの問い合わせに対応している。問い合わせに対応するオペレーターは、FAQと関係機関・団体データベースにより、法的トラブル解決に役立つ法制度や最適な相談窓口情報を提供する。支援センターのコールセンターは、法的トラブルに関する多様な問い合わせを受けとめ、かつ紛争解決に資する法制度情報や適切な相談窓口等を紹介するものであり、その性質上、それらに対応するオペレーターには、高い業務スキルが求められる。そこで、専門オペレーターとして、主に消費生活相談資格者（消費生活専門相談員、消費生活アドバイザー又は消費生活コンサルタントといった資格を持った者）等の法的知識や相談経験を有する者を配置している。

情報提供サービス料は無料である。電話代は利用者の負担となるが、ナビダイヤルのシステムを使い、家庭等の固定電話からであれば、全国どこからでも、市内電話料金程度（3分間8.5円（税別））の通話料で利用していただけるようにして、全国あまねく均質なサービスを提供できる設計としている。

また、仕事をお持ちの方にも利用していただけるように、平日は9時から21時まで、土曜日も9時から17時まで受け付けている。

さらに、平成19年7月からは、複雑困難な法律問題にも対応することができるように、日本弁護士連合会の協力により、コールセンター内に常駐している弁護士による情報提供（TA制度）も行っている。また、平成19年10月からは、法制度紹介の一環として、裁判員制度（平成21年5月21日施行）に関する問い合わせ対応を、最高裁判所、法務省、日本弁護士連合会の全面的な協力のもとに実施している。

平成20年度のコールセンターにおける情報提供の件数は、電話とメール

を併せて、合計28万7,897件であり、月平均2万4,000件程度であるが、特に下半期には業務量が増大した。

お問い合わせ内容は、金銭の借り入れ（20.7%）が最も多く、次いで男女・夫婦（15.5%）、相続・遺言（6.9%）、民事法律扶助（4.3%）、借地・借家（3.5%）金銭の貸し付け（3.1%）、の順となっている。労働問題についてのお問い合わせは合計すると、6.2%と高い割合となっている。紹介先としては、弁護士会（24.1%）、支援センター地方事務所の民事法律扶助部門（19.8%）となっている。特に、支援センターに寄せられるお問い合わせは、経済的、社会的に弱い立場にある方からのものが多いことから、司法の利用を経済面から支える民事法律扶助をサービスメニューに持つことは、支援センターの最大の強みであり、利用者の利便性向上にも繋がっている。

民事法律扶助に該当しない場合は、適切な関係機関をご案内することになるが、その際の主なご案内先としては、弁護士会（24.1%）、司法書士会（14.7%）が多く、これに次いで市役所（8.8%）、都道府県庁（4.5%）、区役所（3.8%）、消費生活センター（1.5%）、女性センター等（1.5%）となっている。

ウ 地方事務所における情報提供

支援センターでは全国の地方事務所においても、面談と電話により情報提供を行っている。電話による情報提供は、広報等によりできる限りコールセンターで対応することとしているが、各地方の関係機関・団体の相談窓口の詳細な実情等を考慮しなければ案内できないようなお問い合わせ、口頭のみのご案内よりも資料等をお示ししてのご案内の方が望ましいお問い合わせ等については、コールセンターにおいて利用者のお近くの地方事務所等をご案内し、面談により情報提供をさせていただくことがある。また、地域の関係者等からのご紹介により、地方事務所等に直接来訪されたり、電話をされる方もあり、このような方々に迅速に情報提供を行うために、窓口において面談により情報提供をさせていただく場合もある。

地方事務所における情報提供の件数は、全国合計で18万8,661件であり、お問い合わせ内容としては、金銭の借り入れ（30.3%）、男女・夫婦（17.7%）、相続・遺言（5.5%）、民事法律扶助（3.6%）となっている。労働に関するお問い合わせは合計すると、5.2%となっている。このように、お問い合わせ件数も相当数あり、内容も多岐にわたっていることから、地方事務所の窓口で対応する職員にも、コールセンターのオペレーターと同様の高い業務スキルが求められるため、主に消費生活相談資格者等を窓口対応専門職員として充てている。

全国あまねく質の高い情報提供を実施するためには、コールセンターの

オペレーター同様、地方事務所における窓口対応専門職員の業務スキルの向上も不可欠である。そこで、弁護士会・司法書士会などの全面的な協力を得て、平成21年3月に法制度等に関する研修用DVD10種類を本部で作成し、地方事務所における研修教材とした。地方事務所では、このDVDの活用のほかにも、地方の実情に応じ、様々な研修を実施している。

【資料5】平成20年度情報提供件数の推移

【資料6】平成20年度における相談分野の概要
(問い合わせ上位20件)

【資料7】平成20年度における関係機関紹介状況

エ ホームページ等による情報提供

近年のインターネットの普及に鑑み、また、利用者が主体的に24時間利用できるという利便性もあることから、ホームページでの情報提供も行っている。また、ホームページには、ジャンル別相談事例、コールセンター等で使用しているFAQの内、紹介の多い上位約750問及び関係機関・団体窓口情報等を公開しており、利用者はもちろん、関係機関の相談窓口担当者の方にも、自ら紛争解決に役立つ情報をいつでもご利用いただけるようにしている。

さらに、支援センターに多くのお問い合わせが寄せられている「多重債務」「離婚」「相続」「建物賃貸借」「労働」「民事全般」の6つの分野の法的トラブルについて従前からFAQを基にQ&Aリーフレットを作成し、関係機関のご協力を得て、利用者の方々に配布させていただくなどしており、このようなサービスに対してはご好評をいただいていたが、平成20年度は新たに「消費者トラブル」「成年後見」「近隣トラブル」の3分野を追加し、従来のものも表現や表題を分かりやすく改訂するなどして、支援センター発信型の情報提供も充実させた。

オ 関係機関との連携・協力関係強化

上記のとおり、情報提供業務の内容は、様々な法的トラブルを解決するための法制度と相談窓口を設置している機関・団体の情報の提供である。したがって、民事法律扶助の要件に該当する方を除いて、利用者の方々は、支援センターが紹介した関係機関・団体の相談窓口において法律相談等のサービスを利用され、トラブルの解消を目指すこととなるのであり、支援センターにおいては、より多くの相談窓口設置機関・団体と緊密な連携を図り、協力関係を構築していく必要がある。

そこで、中央レベル、地方レベルの双方において、会議、協議会を開催するなどして、相談窓口設置機関・団体の理解を求め、より緊密な連携・協力関係を構築した。中央レベルにおいては、法務省と連携し、内閣官房司法制度改革推進室が主催する総合法律支援関係省庁等連絡会議の開催を

お願いするなどし、地方レベルにおいては、総合法律支援法第32条第4項に規定する（地方）協議会を開催し、各地における相談窓口設置機関・団体をお招きし、その場において、連携・協力関係構築に関するご理解をいただくようお願いするなどした。このような会議等以外の場でも、本部においては平成20年11月から12月にかけて総合法律支援関係省庁を対象にコールセンター見学・説明会を開催し、各地においては法テラス担当者が自治体や社会福祉協議会などに業務説明に回るなどして、業務への理解と連携関係構築に向けて地道な活動を重ねてきた。

今後も、関係機関・団体に対する周知を図るとともに、連携・協力関係をより一層徹底していくこととする。

さらに、支援センターから相談機関をご案内する場合にも、利用者の負担軽減のため、電話の転送や予約の代行まで行うことを心掛けている。

(2) 民事法律扶助業務

民事法律扶助業務は、資力に乏しい方を対象として、無料法律相談を実施する法律相談援助、民事裁判等手続の準備及び追行のための費用等を立替払い等する代理援助及び民事裁判等手続に必要な書類の作成のための費用等を立替払い等する書類作成援助の3つの業務を主な柱としている。

ア 援助申込状況及び援助決定件数等状況

平成20年度の法律相談援助実施件数は17万9,546件（前年度比21.8%増）、代理援助開始決定件数は8万442件（同16.7%増）、書類作成援助開始決定件数は5,101件（同21.5%増）であり、いずれも前年度の実績と比べて増加した。また、財団法人法律扶助協会の実績を含む最近5年間の状況をみても、援助開始決定件数は一貫して増加傾向にある。

【資料8-1・2】平成20年度援助申込状況、援助決定件数等状況

【資料9】最近5年間の援助決定件数の推移

イ 契約弁護士・司法書士数

支援センターでは、上記の常勤弁護士の確保と併せて、民事法律扶助の担い手となる契約弁護士・司法書士の確保に努めた結果、平成20年度末時点における契約弁護士数（受任予定者契約）は1万1,802名（前年度比14.4%増）、契約司法書士数（受託予定者契約）は4,670名（前年度比11.9%増）となり、いずれも前年度より増加した。

【資料10-1・2】契約弁護士数、契約司法書士数

ウ 援助を受けた方の特徴

代理援助・書類作成援助を受けた人は、女性が54.5%、男性が45.5%と、女性の比率が高く、この割合は前年度とほぼ同様であった。年代別に見ると、男性は30歳代以上の各年齢区分にほぼ均一に分布しているのに対し、

女性は30歳代が最も比率が高く、次いで40歳代が多い点も、前年度と同様である。

収入については、無収入の方が22.4%（前年度比1.1ポイント増）で、月額10万円以下の収入の方と合わせると37.8%（前年度比1.9ポイント増）を占める。また、生活保護を受給されている方の割合は10.6%（前年度比0.4ポイント増）であった。なお、生活保護を受給されている方であって年金を受給されている方を合わせると12.1%であり、いずれも前年とほぼ横ばいではあるが、依然として対象者層の中でも所得の低い方の利用が多くなっている。その理由は、援助を受けた方の職業別割合では、無職の方が4割弱となっていることとも整合的である。

【資料11-1～4】援助を受けた方の年齢・性別、職業、収入（月額）、公的給付

エ 代理援助事件・書類作成援助事件の状況

事件別に見ると、代理援助では、自己破産事件が最も多く、全体の48.4%と半数近くを占めるが、前年度比では若干減少している（前年度比3.9ポイント減）。次いで離婚事件が12.4%（前年度比0.4ポイント増）となっており、自己破産事件が減少し、その他の事件が増加し始めた傾向がうかがえる。なお、書類作成援助では92.6%（前年度比0.8ポイント減）が自己破産事件となっている。また、保全事件の担保提供は原則として支払保証の方法によっているが、平成20年度に新規に実施したものが529件であった。

事件の結果は、勝訴・和解成立等により成功裡に終了したものが78.5%と多く、敗訴は0.8%、調停不成立は1.4%であり、その状況は前年度とほとんど変わらない。

【資料12】代理援助事件の事件別内訳

【資料13】書類作成援助事件の事件別内訳

【資料14】支払保証立担保実績

【資料15】代理援助事件の結果別内訳

オ 不服申立てと再審査

援助事件（代理援助事件又は書類作成援助事件）に関して地方事務所長がした決定に対し不服のある申込者、被援助者、受任者等は、地方事務所長に対し不服申立てをすることができる。さらに、上記不服申立てに対する決定に不服がある不服申立人は、理事長に対し再審査の申立てをすることができる。

平成20年度の不服申立件数は254件（前年度比6.3%増）、再審査申立件数は88件（前年度比21.4%減）であった。不服申立件数は横ばいであったが、再審査申立件数は昨年度を下回った。

【資料16】不服申立と再審査（結果別内訳）

カ 立替金等の状況

平成20年度の代理援助に係る立替金合計（常勤弁護士により援助が提供された場合の代理援助負担金を含む。）は121億5,689万6,387円、書類作成援助に係る立替金合計（前同）は4億8,265万1,685円、法律相談援助に係る法律相談費合計は9億1,077万6,030円であった。また、償還金は83億8,172万4,557円であり、償還免除額は22億8,580万2,977円であった。

償還金収入の確保のためには、初期滞納者に対する督促が有効であることから、自動払込手続きによる滞納者に対して、コンビニエンスストアでの支払い可能な葉書による督促を拡大し、初回滞納者、滞納月数1か月、2か月連続及び3か月連続である被援助者に対し督促を行った。

なお、法律扶助協会当時から滞納が継続し、日本司法支援センター設立後本部にて管理を継続していた立替金については、不良債権を資産として計上し続けることは適切でないことから、回収見込のないもの等を集中的に整理した。

【資料17】立替金等残高表

【資料18】法律相談費

【資料19】代理援助立替金実績

【資料20】書類作成援助立替金実績

キ 業務方法書の改正

犯罪被害者の方のための損害賠償命令制度の導入に伴い、業務方法書の改正を行ったほか、代理援助立替基準についても一部改正を行った。

(3) 国選弁護等関連業務

ア 国選弁護関連業務

国選弁護制度とは、刑事事件で勾留された人（被疑者）や起訴された人（被告人）が、貧困等の理由で自ら弁護人を選任できない場合に、本人の請求を受け又は法律の規定により、裁判所、裁判長若しくは裁判官が弁護人を選任する制度である。従来は、被告人のみに国選弁護人が付されていたが、平成18年10月から、一定の重い刑罰が定められている事件、すなわち死刑又は無期若しくは短期1年以上の懲役若しくは禁錮に当たる事件について、被疑者に勾留状が発せられている場合において、被疑者が貧困その他の事由により弁護人を選任することができず、かつ、その被疑者から請求があったときは、被疑者のため弁護人を付さなければならないこととなった。

支援センターは、国選弁護関連業務として、国選弁護人になろうとする弁護士との契約の締結、個別の事件における国選弁護人候補者の指名及び

裁判所等への通知、国選弁護人に対する報酬・費用の算定や支払等の業務を行っている。

(ア) 弁護士との国選弁護人契約の締結

① 契約の種類

平成18年10月以降、裁判所等は、支援センターとの間で国選弁護人の事務を取り扱うことについて契約を締結している弁護士（以下、このような契約を「国選弁護人契約」といい、このような事務を取り扱う弁護士を「国選弁護人契約弁護士」という。）の中から国選弁護人を選任している。国選弁護人契約には、取り扱う事件に対応して支給すべき報酬・費用が定められる契約（一般国選弁護人契約）と、支援センターに勤務して給与の支払を受ける契約（勤務契約）の2種類があり、前者の契約を締結する弁護士が一般国選弁護人契約弁護士、後者の契約を締結する弁護士が勤務弁護士（常勤弁護士）である。このうち一般国選弁護人契約は、報酬及び費用が事件ごとに定められる普通国選弁護人契約、報酬及び費用がその取り扱う複数の事件について一括して定められる一括国選弁護人契約の2種類に区分される。一括国選弁護人契約は、複数の即決被告事件について、同一の弁護士を国選弁護人として選任することを想定した契約形態である。

② 契約の方式

支援センターは、弁護士と一般国選弁護人契約を締結するときは、国選弁護人の事務に関する契約約款（平成18年5月25日法務大臣認可。以下「国選弁護人契約約款」という。）によらなければならない。国選弁護人契約約款は、国選弁護に関する事務の取扱いについて締結する契約の内容を規定したものであり、国選弁護人の契約の締結に関する事項、国選弁護人の候補者の指名通知に関する事項、報酬及び費用の算定基準と、その支払に関する事項並びに契約解除その他契約に違反した場合の措置に関する事項が定められている。

③ 契約締結の手続

弁護士が支援センターとの間で一般国選弁護人契約を締結するには、弁護士が支援センターに対し直接契約を申し込む方法と、弁護士会が申込書を取りまとめて支援センターに提出する方法の2種類がある。前者については、支援センターとの間で一般国選弁護人契約を締結しようとする弁護士は、その所属する弁護士会の所在地にある支援センターの地方事務所に対し、申込書及び添付書類を提出して、契約の申込みをする。後者については、支援センターの地方事務所は、その所在地にある弁護士会からの取りまとめの申出があるときは、弁護士会に所属弁護士の申込書の取りまとめを依頼し、弁護士会から申込

書をまとめて受領する方法により申込みを受け付ける。この場合、地方事務所は、申込書の取りまとめを行う弁護士会から、あらかじめ、国選弁護人として推薦する弁護士についてのみ申込書の取りまとめを行う旨の通知を受けているときは、弁護士会による取りまとめを経ずにされた所属弁護士からの申込みについて、弁護士会が申込書の取りまとめを行っている旨を告げた上で申込書を受領し、申込者との契約締結について弁護士会に意見を求めて申込みの諾否を判断する取扱いをする。そして、支援センターは、申込みを受け付けたときは、速やかに諾否を決定して申込者に通知する。

国選弁護人契約弁護士の人数は、業務開始時の平成18年10月2日時点で8,427名であったが、その後は各弁護士会の協力を得ながら毎月増加し、平成21年3月31日時点で1万5,556名となり、これは全国の弁護士数の約57%に相当する。

【資料21】国選弁護人契約弁護士数の推移（含む常勤弁護士）

(イ) 国選弁護人候補の指名通知

支援センターの地方事務所は、指名通知業務を迅速かつ確実に行うため、個別の事件において裁判所等から国選弁護人の候補者の指名通知請求を受けたときは、遅滞なく、国選弁護人契約弁護士の候補者を指名し、裁判所等に通知するための体制を整備することとされている。このような体制整備の中で、最も重要なものが指名通知を行うために用いる名簿の整備である。支援センターは、すべての地方事務所において、対応する弁護士会の協力を得て、地域の実情に応じて、被疑者国選弁護用名簿、被告人国選弁護用名簿等の名簿を調製している。

支援センターの地方事務所は、個別の事件において裁判所等から国選弁護人候補者の指名通知請求を受けたときは、遅滞なく、国選弁護人契約弁護士の中から、国選弁護人の候補者を指名し、裁判所等に通知する。このうち、一般国選弁護人契約弁護士について指名通知業務を行う場合は、指名通知用名簿に基づき、あらかじめ定められた指定の手順に従って指名の打診を行い、弁護士の承諾を確認した上で、国選弁護人候補者として指名し、裁判所等に通知する。この場合、指名打診を受けた一般国選弁護人契約弁護士は、指名打診を承諾するように努めなければならないこととされている。

平成20年4月から同21年3月までの裁判所等からの指名通知請求の合計件数は7万7,171件（うち被疑者国選弁護は7,415件、被告人国選弁護は6万9,756件）であった。1か月当たりの平均件数は6,431件（うち被疑者国選弁護は618件、被告人国選弁護は5,813件）であり、前年度における1か月当たりの平均件数6,507件に比べて若干減少した。

なお、平成20年4月から同21年3月までの間に一括国選弁護人契約に基づき国選弁護人の指名通知がなされた事件の件数は合計304件（対象となった事件の実件数）であり、前年度の合計531件に比べて減少した。

【資料22】国選弁護事件受理件数（被疑者・被告人別）

(ウ) 国選弁護人に対する報酬及び費用の算定

① 概要

国選弁護人に対して支給する報酬・費用は、従前は裁判所が金額を決定していたが、平成18年10月の支援センターの業務開始に伴い、支援センターが報酬・費用の金額を算定し、これを支給する仕組みとなった。

国選弁護人に支払う報酬・費用は、国選弁護人契約約款で定められる「報酬及び費用の算定基準」（以下「報酬基準」という。）に基づき算定される。報酬基準は、弁護人の労力を反映させた客観的基準、手続の類型に応じた基準設定、費用の明確化の3点を軸に策定されており、具体的な算定の指標としては、客観的な指標が用いられている。

まず、被疑者国選弁護については、接見が弁護活動の中心であることから、接見の回数を基本的な指標とした上で、接見の回数が基準回数を超えた場合、遠距離の移動を要した場合、身柄釈放や示談といった特別の成果があった場合には、一定の加算がされる。次に、被告人国選弁護については、公判における活動が弁護活動の中心であることから、弁護人の労力を反映させた客観的基準として公判期日を指標とし、手続の類型に応じた基準設定を、刑の軽重（事件の重大性）、手続が整理手続に付されたか否か（事案の困難性）の2つの要素に基づいて即決事件、簡裁事件、地裁単独事件、地裁通常合議事件、地裁重大合議事件（裁判員裁判対象事件）の5つの類型に区分し、各類型ごとに更に整理手続の有無による区分をしている。そして、無罪や公訴事実と比べて法定刑が軽い罪の事実が認定されたとき、示談成立等の成果があったとき、遠距離の移動を要したとき、重大案件や特別案件に当たるときは、一定の加算がされる。費用としては、記録謄写費用、遠距離接見等交通費、出張旅費・日当・宿泊料、通訳人費用、訴訟準備費用が支給される。

報酬基準を含む国選弁護人契約約款は、その作成及び変更にあたって法務大臣の認可を受けなければならないところ、平成20年度においては、平成20年9月1日（同年7月31日認可）に変更されており、変更後の約款が施行されている。

【資料23-1～3】国選弁護報酬基準の概要

② 報酬算定の手続

国選弁護人は、事件終了から14日以内に、支援センターの地方事務所に対し、報告書を提出して報酬及び費用を請求する。支援センターの地方事務所は、請求から7日以内に、国選弁護人から提出された報告書に基づき、支給すべき報酬及び費用を算定し、当該弁護士に対しその金額及び内訳を通知する。通知を受けた弁護士は、7日以内に、支援センターに対し、報酬及び費用の算定に対する不服申立てをすることができる。不服申立てを受けた支援センターの地方事務所は、再度算定を行い、7日以内にその結果を当該弁護士に通知する。国選弁護人に支給すべき報酬及び費用は、不服申立てがあったときは再算定を経たときに、不服申立てがないときは不服申立期間が経過したときに、その金額が確定する。

平成20年4月から同21年3月までの報酬及び費用の算定件数は被疑者国選弁護が7,383件、被告人国選弁護が6万9,255件であった。被告人国選弁護について審級別に見ると、第一審は即決事件が4,525件、簡易裁判所事件が9,092件、家庭裁判所事件が178件、地方裁判所事件が4万8,195件であり、控訴事件が5,617件、上告事件が1,648件となっている。

報酬及び費用の算定に対する平成20年4月から同21年3月までの不服申立件数は、合計372件であり、1か月当たり31件であって、前年度における1か月当たり平均件数45.7件に比べて減少した。

【資料24】国選弁護報酬・費用算定件数（地方事務所別）

【資料25】国選弁護報酬・費用算定件数（審級別）

【資料26】国選弁護報酬等に対する不服申立件数

イ 国選付添関連業務

支援センターは、平成19年11月から、改正少年法の施行に伴い、少年審判事件における国選付添人の選任等に関する業務として、国選付添人になろうとする弁護士との契約締結、国選付添人候補者の指名及び裁判所への通知、国選付添人に対する報酬・費用の算定や支払等の業務を行っている。国選付添人の選任の対象となる事件類型は、一定の重大事件、すなわち故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪、その他の死刑又は無期若しくは短期2年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪に係る事件である。裁判所が検察官関与決定をしたときは、国選付添人を付さなければならず、これらの罪についての少年事件又はこれらの罪についての触法少年の事件であって、観護措置として少年が少年鑑別所に送致されており、少年に弁護士である付添人がない場合は、裁判所の裁量で国選付添人を付することができることとされている（少年法第22条の3第1項・第2項）。

平成20年12月に改正少年法が施行され、家庭裁判所は、一定の重大事件においては、被害者等による少年審判の傍聴を許すことができることとなった。傍聴を許すにはあらかじめ弁護士である付添人の意見を聴かなければならず、このような付添人がいないときは、弁護士である付添人を付さなければならないこととなり、国選付添人の対象事件の範囲が拡大した。改正少年法の施行に伴い、国選付添人の事務に関する契約約款は、平成20年12月15日（同年11月13日認可）に変更されており、変更後の約款が適用されている。

平成20年4月から同21年3月までの国選付添人の受理件数は合計533件であり、算定件数は合計538件である。

【資料27】国選付添事件受理件数

【資料28】国選付添報酬基準の概要

【資料29】国選付添報酬・費用算定件数

(4) 司法過疎対策

平成20年度には、新たに7か所に司法過疎対策として設置する地域事務所（以下「司法過疎地域事務所」という。）を置き、8名の常勤弁護士を赴任させた。司法過疎地域事務所の設置状況については、【資料3】の番号50から71のとおりである。

また、【資料30】のとおり、平成18年度に旭川地方事務所に配置した常勤弁護士について、それぞれ、各事務所の近接地域で、かつ、司法過疎地域である旭川地方裁判所稚内支部、名寄支部、留萌支部、紋別支部管内を常勤弁護士が巡回し、民事法律扶助事件、国選弁護事件等を取り扱った。

【資料30】常勤弁護士の司法過疎地域への巡回状況

(5) 犯罪被害者支援業務等

ア 犯罪被害者支援業務

支援センターが実施する犯罪被害者支援業務は、犯罪の被害にあわれた方やご家族の方などが、そのとき最も必要な支援が受けられるよう、次の業務を行うものである。

- ① 刑事手続の仕組みや、損害・苦痛の回復・軽減を図るための制度に関する情報の提供
- ② 犯罪被害者支援を行っている機関・団体の案内（紹介、取次等）
- ③ 犯罪被害者支援に精通している弁護士（以下「精通弁護士」という。）の紹介

(ア) コールセンター

コールセンターには、犯罪被害者支援専用の電話番号「犯罪被害者

支援ダイヤル 0570-079714（なくことないよ）」を設け、犯罪被害者支援の知識・経験を有する担当者が、お電話をくださった方に二次被害を与えることがないように、心情に配慮しながら情報提供を行っている。

平成20年度の犯罪被害者支援ダイヤルへの問い合わせ件数は、合計8,541件（業務開始以降18,516件）であり、前年度に比べ約36%増となっている。

お問い合わせ内容は、生命・身体犯被害、ドメスティック・バイオレンス、性被害、ストーカー、いじめ・嫌がらせ（職場、子ども・学生）、セクシャル・ハラスメント、名誉毀損・プライバシー侵害・差別、児童・高齢者・障害者虐待、交通犯罪、民事介入暴力に関する問い合わせ（以下「犯罪被害・刑事手続等」という。）のほか、「その他の被害者相談、刑事手続、犯罪の成否等」を合わせると、これらが約6割（57.1%）であり、その他は、振り込め詐欺や不当請求などの消費者被害に関するものなどである。

犯罪被害者支援ダイヤルで受電した「犯罪被害・刑事手続等」に関するお問い合わせに対する主なご紹介先としては、地方事務所のほか、弁護士会（34.7%）が最も多く、これに次いで地方公共団体、警察、民間支援団体、配偶者暴力相談支援センター等となっている。

【資料31】犯罪被害者支援ダイヤルにおける受電件数の推移

【資料32】犯罪被害者支援ダイヤルで受電した問い合わせ内容

【資料33】犯罪被害者支援ダイヤルで受電した「犯罪被害・刑事手続等」に関する問い合わせに係る紹介先

(イ) 地方事務所

支援センターでは、全国の地方事務所において、電話による情報提供のほか、担当者と直接面談しての情報提供、さらには、精通弁護士の紹介業務を行った。

「犯罪被害・刑事手続等」に関する問い合わせは全国で11,403件であり、前年度に比べ約37%増となっている。また、精通弁護士の紹介は696件であり、前年度に比べ約18%増となっている。

【資料34】地方事務所における問い合わせ件数の推移

【資料35】地方事務所に対応した問い合わせ内容

【資料36】精通弁護士の紹介状況

イ 被害者国選弁護関連業務

平成20年12月1日に、被害者参加制度及び被害者参加人のための国選弁護制度が施行された。

被害者参加制度とは、一定の重大犯罪の被害者等が、裁判所の決定によ

り、公判期日に出席し、被告人に対する質問を行うなど、刑事裁判に直接参加することができる制度であり、一定の犯罪とは、①殺人、傷害等の故意の犯罪行為により人を死傷させた罪、②強制わいせつ、強姦等の罪、③自動車運転過失致死傷等の罪、④逮捕及び監禁の罪、⑤略取、誘拐、人身売買の罪等である。

被害者参加人のための国選弁護制度とは、刑事裁判への参加を認められた犯罪被害者等（被害者参加人）が経済的に恵まれない方々である場合でも、弁護士による援助を受けられるようにするため、裁判所が国選被害者参加弁護士を選定し、国がその費用を負担する制度である。

これら犯罪被害者等のための制度の施行に伴い、支援センターでは、全国の地方事務所において、国選被害者参加弁護士になろうとする弁護士との契約締結、被害者参加人の意見をお聴きした上での国選被害者参加弁護士候補の指名及び裁判所への通知、国選被害者参加弁護士に対する報酬・費用の算定及び支払等の業務を行っている。なお、この一連の業務は、被害者参加人からのご意見聴取を除き、国選弁護関連業務とほぼ同一である。

被害者国選弁護関連業務の開始に当たり、業務方法書及び法律事務取扱規程を一部改正するとともに、国選被害者参加弁護士の事務に関する契約約款を新規に策定した（平成20年11月13日法務大臣認可、同年12月1日施行）。

被害者参加弁護士契約弁護士の人数は1,844名（平成21年4月1日現在）、被害者参加人からの選定請求件数は29件である。

平成20年度における報酬及び費用の算定件数は1件、不服申立てはなかった。

【資料37】被害者国選弁護報酬基準の概要

【資料38】被害者参加弁護士契約弁護士数及び選定請求等受理件数

【資料39】選定請求事件の罪名別件数及び内訳

(6) 受託業務

ア 概要

平成19年3月19日付けで業務方法書「第3章 支援法第30条第2項の業務の方法」の変更について法務大臣の認可を受け、平成19年4月1日から、財団法人中国残留孤児援護基金からの委託による「中国・サハリン残留日本人国籍取得支援業務」を、また、同年10月1日からは日本弁護士連合会からの委託による「日本弁護士連合会委託援助業務」をそれぞれ開始した。

各業務の内容等は、以下のとおりである。

イ 中国・サハリン残留日本人国籍取得支援委託業務

(ア) 業務内容

本邦に永住帰国した中国残留邦人等は、本邦における生活の安定等のために戸籍訂正手続その他戸籍に関する手続を必要とする。具体的には国籍確認訴訟の提起や戸籍に関する審判申立等を行うことになる。従前財団法人中国残留孤児援護基金では日本財団の補助金を得て、それらの手続を円滑に行うために弁護士による法的援助を実施してきたが、このうちの身元判明者に対する援助について支援センターが受託することとなった。

(4) 援助要件等

①利用希望者が「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立支援に関する法律」第2条の中国残留邦人のうち、身元が判明している者で、②弁護士による援助の必要性・相当性があり、③援助内容が弁護士による戸籍訂正の申請（戸籍法第113条）その他戸籍に関する手続の代理等であることの3要件を満たした申込があると、以後の手続は支援センター本部受託業務室が援助開始決定から終結決定、弁護士への報酬の支払等のすべてを行う。支援センターが支払った弁護士報酬等について、利用者には負担を求めない。

ウ 日本弁護士連合会委託援助業務

(ア) 業務内容

業務内容は、①刑事被疑者弁護援助、②少年保護事件付添援助、③犯罪被害者法律援助、④難民認定に関する法律援助、⑤外国人に対する法律援助、⑥子どもに対する法律援助、⑦精神障害者に対する法律援助、⑧心神喪失者等医療観察法法律援助、⑨高齢者・障害者・ホームレスに対する法律援助の9つにわたるが、いずれも活動をした弁護士の報酬や費用等を援助するものである。

各援助業務の対象者と援助内容は、【資料40】のとおりである。

【資料40】日弁連委託援助業務の対象者及び援助内容一覧

(イ) 援助要件等

日本弁護士連合会委託援助を利用するためには、(i)対象者に該当すること、(ii)一定の資力要件（資力に乏しいこと）を満たすこと、(iii)弁護士に依頼する必要性・相当性があることの3つの要件を満たさなければならない。

弁護士が同援助制度を利用した案件を取り扱うためには、支援センターとの間で委託援助契約を締結する必要がある（総合法律支援法第30条第2項1号、第29条第8項）。同契約を締結した弁護士は、個別案件を申し込むに当たり援助希望者から事情聴取を行い、上記(i)から(iii)の要件該当性を判断する。申込の受付は、当該弁護士の所属弁護士会に対応する支援センター地方事務所本所のみが行う（申込書の提出や各種決

定書の通知にFAXを多用し、業務を本所に集約することで、事務の簡素化を図った。)

開始、終結決定は地方事務所長が行い、委託要綱で定めた報酬、費用相当額を業務ごとの活動内容に応じて支払う。被援助者の生活状況、事件の終結による金員その他の財産的利益の取得状況から、被援助者が弁護士報酬、費用相当分を支払えないとはいえない状態になり、かつ、被援助者に負担させることが不相当でない場合、弁護士報酬等は申込者の負担となる。負担の有無は受任弁護士の意見を尊重して地方事務所長が決定するが、負担金の回収は日本弁護士連合会が行うこととなっている。

V 平成20年度における業務実績

1 総合法律支援の充実

(1) 総括

ア 業務内容の国民への周知・利用者の立場に立った業務遂行

年度計画内容

支援センターは、国民に身近で頼りがいのある司法を実現するために各種業務を行う法人であることにかんがみ、真に国民に親しまれ頼りにされる存在となるよう、その業務内容について国民への周知徹底を図る。また、非公務員型法人であることの利点を活かした様々な創意工夫により、懇切・丁寧かつ迅速・適切な対応その他高齢者及び障害者に対する特別の配慮を含め、利用者の立場に立った業務遂行に常に心掛ける。

平成20年度においては、支援センターの存在や業務内容を国民に周知するため、前年度に行ったイベントの実施や街頭における広報物の配布などに加え、コールセンター利用者の認知媒体調査の結果等も踏まえ、以下のとおり、戦略的な広報活動を実施した。

その1は、「連動型」広報の実施である。

すなわち、限られた広報予算を効果的に活用するため、新聞、ラジオ、インターネットなど複数のメディアを用いるとともに、統一的な広報素材を活用し、実施時期を連動させるなどして、メディア広告の相乗効果を高めるよう努めた。また、支援センターの本部と地方事務所が、共通の広報素材を活用してメディア広告を行ったり、共通の話題についてそれぞれプレスリリースを実施するなどの方法により、支援センターの統一的なイメージを醸成するとともに、全国各地のメディアに取り上げられるよう努めた。

その2は、関係機関のニーズをとらえた連携強化策の展開である。

コールセンター利用者の認知媒体調査では、地方自治体、裁判所、警察等の関係機関からの紹介で法テラスを知った方が高い割合を占めていることから、それぞれの関係機関の特性や法テラスに対するニーズに即した連携強化策を展開することが、支援センターの認知度向上のために有効である。そこで、金融庁が日本弁護士連合会及び日本司法書士連合会と共催で実施した「多重債務者相談強化キャンペーン」に後援団体として参画することを通じて、金融庁から各自治体の担当者に支援センターの民事法律扶助業務を周知するなどしていただいたほか、警察庁を通じて全国の警察署と交番約7,500か所に、コールセンターの電話番号を記載したステッカー

を配布するなどして、警察では対応できない民事関係のトラブルなどの相談に訪れた方に支援センターをご紹介いただくなどの取組みを行った。

その3は、インターネットによる情報発信の強化である。

近年、多くの国民は、情報収集手段としてインターネットを活用していることから、現に法的トラブルを抱えて相談場所等を探している利用者らに対し、法テラスの存在や業務内容を効果的に周知するため、ホームページの充実を図り、利便性を高めるとともに、インターネットリスティング広告（ヤフーやグーグルの検索サイトで、「多重債務」などの関連ワードを入力して検索すると、そのスポンサーサイトに支援センターの広告が表示されるというもの）を実施して、より多くの方をホームページに誘引するよう努めた。

その4は、公的で信頼性の高い法人であることのイメージの醸成である。

平成19年度に実施した認知度調査の結果によれば、国民の中には、支援センターがどのような法人であるかが分からないことから警戒感を抱き、利用しない方も相当数存在するものと認められることから、広報素材に、支援センターは国が設立した公的な法人であることをきちんと明記するとともに、「1日法テラス大使による法務大臣表敬訪問」などのイベントを実施するなどして、公的で信頼性の高い法人であることのイメージ醸成を図った。

以上のように戦略的な広報活動を実施した結果、コールセンターにおける情報提供件数が前年度比で約30%増加するなどしたことからもうかがえるように、現に法的トラブルを抱え相談先を探すなどしていた方に対しては、相当程度効果的に支援センターの存在等を周知することができたものと考えられる。他方、平成21年2月下旬に、前年度と同様の電話調査の手法により実施した認知度調査では、認知度が24.3%と前年度（同22.6%）に比べ微増に止まっており、法的トラブルを抱えていない方も含め、広く一般の方の認知度を更に向上させることが今後の課題である。

【資料41】認知度調査結果概要

また、支援センターでは、利用者の立場に立った業務遂行のため、前年度に引き続き、「苦情取扱規程」に基づき、サービス推進室において、利用者から寄せられた様々なご意見・ご要望等を集約して業務改善推進ワーキンググループに報告するなどし、同ワーキンググループにおいて組織横断的に業務改善に向けた検討を行うなどしたほか、利用者に対する懇切・丁寧かつ迅速・適切な対応マナーの習得・向上のため、若手職員を対象とした接遇研修を実施した。

さらに、支援センターホームページの地方事務所サイトに、各地方事務所のバリアフリー情報等（入口の段差の有無や車椅子用トイレ、ベビー

ベッドの設置の有無など)を掲載し、高齢者・障害者のみならず、すべての利用者が安心して利用できるよう配慮した。

イ 地方協議会の開催

年度計画内容

- ・ 支援センターの業務に関する具体的情報を周知するとともに、多数の関係機関・団体及び利用者の意見を聴取し、業務運営上参考となる事項を取りまとめた上、これを参考に当該地域の実情に応じた業務運営を行うため、全国の地方事務所（地方裁判所本庁所在地に設置される事務所をいう。以下同じ。）単位で平成20年度内に1回以上、地方協議会を開催する。
- ・ 本部又は地方事務所において、支援センターの運営に関し、利用者その他の関係者の意見を聴いて参考とするための地方協議会、運営諮問委員会等を設ける場合には、支援センターの公正・中立性及び関係機関・団体との連携協力関係の確保の観点から、その人選について特段の配慮をする。

平成20年度においては、全国の各地方事務所等において、少なくとも1回以上、合計85回（平成19年度：74回）の地方協議会を開催した。

これら地方協議会については、支援センターの各業務の説明はもとより、消費者問題、多重債務問題、家事問題、高齢者問題等のテーマ別による議論を行うなどした。また、地元自治体や裁判所、検察庁、弁護士会等の関係機関・団体をはじめ、犯罪被害者団体等の利用者側団体等からも出席を求めて意見を聴取するなど支援センターの公正・中立性及び関係機関・団体との連携協力関係の確保の観点から出席者の人選にも配慮した。その結果、各地における関係機関・団体等の支援センターの業務等に対する理解・協力が一層深まり、更なる連携の確保・強化が図られた。また、支援センターの各地方事務所においては、地方協議会で出された意見や要望を踏まえ、広報活動の在り方を工夫するなどしたほか、情報提供業務において紹介する関係機関の相談窓口を見直したり、民事法律扶助業務における無料法律相談や出張相談の回数を増加するなどの業務改善を行った。

地方協議会の開催日時、主な議題等は、【資料42】のとおりである。

【資料42】平成20年度地方協議会開催一覧

さらに、支援センター本部においては、今後もより一層利用者本位の姿勢で業務運営を行うため、法律家以外の各界の有識者から、利用者である国民の立場に立った幅広い意見を聴取し、今後の業務運営に生かすことを目的として、平成20年4月10日、顧問会議を設置した（注）。そして、同年10月27日に第1回会議、同21年3月9日に第2回会議をそれぞれ開催し、広報活動の在り方や情報提供業務の在り方、民事法律扶助業務の在り方な

どについて意見を聴取した。

(注) 顧問会議のメンバーは、次のとおりである（五十音順、敬称略）。

石井卓爾	東京商工会議所特別顧問
金平輝子	前日本司法支援センター理事長
高木剛	日本労働組合総連合会（連合）会長
滝鼻卓雄	読売新聞東京本社代表取締役会長
竹下守夫	駿河台大学総長
夏樹静子	作家
兵頭美代子	主婦連合会参与

ウ 常勤弁護士の確保

(ア) 常勤弁護士の業務内容等に関する司法修習生等に対する説明

年度計画内容

常勤弁護士の確保のために、日本弁護士連合会、単位弁護士会、司法研修所等の関係機関の協力を得て、常勤弁護士の業務内容、採用情報などについて、司法修習生、弁護士等に対する説明を行う。

【資料4】のとおり、平成20年4月1日から同21年3月末までの間に、日本弁護士連合会、単位弁護士会、司法研修所、法科大学院、司法試験予備校等の協力を得て、合計44回余りにわたり、司法修習生、弁護士、法科大学院生、司法試験合格者等を対象として、常勤弁護士採用案内のパンフレットや募集要項等を配布するとともに、常勤弁護士の業務内容、意義・魅力、採用情報等に関する説明会を実施した。

特に、平成19年度より司法修習を終了した新人弁護士を常勤弁護士として採用する新制度を導入したことから、支援センターの常勤弁護士に強い関心を持つ司法修習生に常勤弁護士の業務の実態を実感できる機会を提供すべく、支援センターの各地の地方事務所において、常勤弁護士も講師として参加する形で、【資料4】番号33から44のとおり、合計12回にわたり、司法修習生を対象とした就職説明会を実施した。

また、より早い段階から常勤弁護士への関心を促すべく、司法試験合格発表会場において、常勤弁護士の採用案内等を配布する広報活動を行ったほか、司法研修所選択型実務修習に参加し、【資料43】のとおり、各地の支援センターの事務所に21回にわたり司法修習生を受け入れ、常勤弁護士等の業務を直接体験してもらうことにより、その業務への理解が深められるようにした。

【資料43】平成20年度司法研修所選択型実務修習受入状況

さらに、一定の法曹経験を有する弁護士からの応募者も確保するため、

日本弁護士連合会の協力を得て、法曹経験が概ね10年以下であり、60歳未満の既登録弁護士約2万名に対して常勤弁護士の採用案内や応募書類を送付し、応募を促す取組みを行った。

支援センターのホームページにおいても、常勤弁護士の業務内容、採用情報等を掲載し、電話や電子メールにおける常勤弁護士志望者からの問い合わせに対し、個別の説明も行っている。

(イ) 司法修習直後の者からの常勤弁護士の採用

年度計画内容

常勤弁護士については、実務経験年数が10年未満の者の任期を3年、実務経験年数が10年以上の者の任期を2年とし、それぞれ2回まで更新可能とすることを基本としつつ、最初の任期を1年として、司法修習修了直後の者等から常勤弁護士を採用する。

日本弁護士連合会の協力を得て、平成19年度から、司法修習を終了した新人弁護士を常勤弁護士として採用する新制度を導入し、常勤弁護士等の採用及び職務等に関する規程（平成18年規程第22号）において、その任期を1年以内で理事長が個別に定める期間と定め、比較的短期間に即戦力となるよう養成するため、当該任期中に、集合研修、OJT研修による実務指導などを実施しており、平成20年度は合計50名の常勤弁護士を確保した。

常勤弁護士の採用に当たっては、支援センターの職員としてのみならず、弁護士としての素養を見極め、より良い人材を確保するという観点から、日本弁護士連合会から常勤弁護士としての適性に関する意見を徴した上、支援センターの採用面接において、他者とのコミュニケーション能力などを審査し、採用を行っている。

(2) 情報提供・関係機関連携強化

ア 相談窓口設置機関・団体との連携・協力関係の構築

年度計画内容

平均68以上の相談窓口設置機関・団体との連携・協力関係の構築

各地方事務所において、平均68以上の相談窓口設置機関・団体と連携・協力関係を構築し、関係機関・団体数にして全国合計7,625（前年度比0.7%増）、各地方事務所平均152.5（前年度比0.7%増）、窓口数にして全国合計24,884（前年度比1.2%増）、各地方事務所平均497.7件（前年度比

1.2%増)のデータを関係機関データベースに登載した。

各地方事務所ごとの相談窓口設置機関・団体数、窓口総数については【資料44】のとおりである。

【資料44】法テラスと連携関係にある相談窓口設置機関・団体数等
(地方事務所別)

イ 連携指数の上昇

年度計画内容

- ・ 内閣官房司法制度改革推進室及び法務省と連携し、総合法律支援関係省庁等連絡会議を開催するなどして、中央レベルでの連携・協力関係構築に関する理解を求める。
- ・ 各地方事務所において、地方協議会を開催するなどして、地方レベルでの連携・協力関係構築に関する理解を求める。
- ・ 相談窓口設置機関・団体との連携・協力関係につき、「転送」「予約」を増加させることにより、連携指数(注)の上昇に努める。

(注) 連携指数については、以下の計算式により算出することとする。

$$(\text{「紹介」窓口数} \times 1 + \text{「取次」窓口数} \times 3 + \text{「転送」窓口数} \times 5 + \text{「予約」窓口数} \times 8) \div \text{窓口総数}$$

(ア) 中央レベルでの連携・協力関係の構築

平成20年7月4日、内閣官房司法制度改革推進室において総合法律支援関係省庁等連絡会議を開催した。同会議において、出席した16の関係省庁等に対し、法務省と連携し、連携・協力関係構築に関する理解をお願いした。また、内閣官房司法制度改革推進室と連携して、同会議に出席した関係省庁を対象に、同年11月から12月の間、計4回に分けて法テラスコールセンター見学・説明会を実施(8省庁合計62名参加)した。その結果、情報提供業務への理解が深まり、連携・協力関係を強化することができた。

(イ) 地方協議会の開催

上記V1(1)イ記載のとおり、全国の地方事務所、支部において、平成20年度中に少なくとも1回以上、合計85回の地方協議会を開催し、関係機関・団体等との連携の確保・強化を図った。

(ウ) 連携指数

各地方事務所における関係機関の相談窓口数は、上記V1(2)ア記載のとおりであり、支援センターとの連携方法には以下の段階がある。

① 紹介

相互に窓口を紹介するだけの関係。紹介先への連絡等は利用者が自

ら行う。

② 取次

利用者と電話や面談の後、内容をレポートにまとめ、そのレポートをFAX等により関係機関・団体へ送信して取次を行い、関係機関・団体から利用者に連絡を取る。

③ 転送

利用者からの電話を保留にし、その場で関係機関・団体に電話をかけ、案件の引継ぎを行った上、利用者の電話を転送する。

④ 予約代行

②又は③の連携を前提に、関係機関・団体の相談窓口が予約制の場合には、その予約まで取る。

これらの連携方法は、①から④になるにつれ、利用者の負担が減り（利用者は同じことを何度も言わなくて済み、あるいは、自ら予約を取る必要もない。）、緊密な連携方法と言える。

上記計算式に基づき算出した連携指数は、平成19年3月31日現在で1.76、同20年3月31日現在で1.98、同21年3月31日現在では1.93を示している。平成20年度には、同18年10月の業務開始以降初めて、データベースに登載している関係機関情報を精査し、より実態を反映した内容に見直したことにより、「取次」窓口数（前年度比113件減）及び「転送」窓口数（同88件減）が減少し、連携指数全体としては平成19年度より若干下降したが、相談窓口数全体としては増加（前年度比285件増）している。

また、犯罪被害者支援を行っている関係機関、窓口についても同様に連携指数を算出したところ、平成20年5月現在では全地方事務所合計1.72、同21年5月現在では1.73を示している。

(3) 民事法律扶助

ア 民事法律扶助の担い手となる弁護士・司法書士の確保

年度計画内容

受任者の確保態勢を全国的に均質に確保するため、民事法律扶助の担い手となる弁護士・司法書士が少ない地域について、常勤弁護士の常駐若しくは巡回又は契約弁護士・司法書士の確保を行う。

平成20年度までに常勤弁護士を配置した支援センターの事務所は、【資料3】のとおり合計71か所であり、そのうち、同年度に常勤弁護士を新たに配置又は増員した地方事務所及び支部は36か所、地域事務所は14か所で

ある。各地の支援センター法律事務所には、それぞれ1ないし3名の常勤弁護士を常駐させている。

なお、旭川地方事務所に配置した常勤弁護士においては、後記V 1 (5)イ記載のとおり、民事法律扶助の担い手となる弁護士が特に少ない地域である旭川地方裁判所稚内支部、名寄支部、留萌支部、紋別支部を巡回し、主として民事法律扶助事件を取り扱った。

また、平成20年度末における契約弁護士・司法書士数は【資料10】のとおりであり、弁護士、司法書士ともに契約数は前年度末より増加している。ただし、受任・受託件数の少ない契約弁護士・司法書士も少なくなく、今後は、1名当たりの受任・受託件数の増加が課題である。

イ 民事法律扶助のニーズ調査の企画

年度計画内容

民事法律扶助のニーズを的確に反映した事業計画を立案できるよう、利用者に対するアンケート等の調査を企画立案する。

国民が弁護士及び司法書士等のサービスをより身近に受けられるようにするために、日常生活の法律や福祉に関する困り事やその対応等に関する国民の意識や実態、国民一般の民事法律扶助サービス（無料法律相談や弁護士・司法書士等の費用の立替え等）に対するニーズを把握し、今後の施策の参考とするため、下記の調査項目について、①全国20歳以上の者3,000人を無作為抽出方法により実施し、②東京・大阪・京都の路上（ホームレス）及び自立支援施設において262人実施し、③扶助を利用した者1,229人を実施した。

（主な調査項目）

- ① 法律相談や裁判などの経験
- ② 法律に関する困り事とその対応
- ③ 福祉に関する困り事とその対応
- ④ 無料法律相談の認知度及び利用意向
- ⑤ 裁判費用立替制度の認知度及びその利用意向
- ⑥ 無料法律相談及び裁判をする場合の訴額の考え方

平成21年度においては、上記の調査結果を分析し、顕在化していない法的ニーズの把握及び支援センターへの利用へつながるための方策を検討する。

(4) 国選弁護士確保

ア 弁護士に対する説明会の実施

年度計画内容

契約弁護士獲得のために、各地において、弁護士会の協力を得て、弁護士に対する説明会を実施する。

(ア) 国選弁護士関連業務関係

支援センターは、各地方事務所において、弁護士会主催の説明会、研修会等に参加したり、支援センター主催の説明会を実施したり、独自の広報用資料を作成して配布するなどして、国選弁護士関連業務の内容、支援センターと一般契約弁護士との間の契約内容について説明を行った。

また、平成20年9月の国選弁護人の事務に関する契約約款の改正に伴い、支援センター本部において、国選弁護士に関する諸規程の仕組み、契約締結の方法、国選弁護人の指名通知の方法、報酬基準の考え方及びその具体的内容、報酬及び費用の算定並びに支払の方法等について記載した解説書である「国選弁護士関連業務の解説」の改訂版を作成し、各地方事務所において、弁護士会の協力を得て、一般契約弁護士及び一般契約弁護士になろうとする弁護士に対して同解説書を配布し、国選弁護士関連業務に対する理解を得るために活用した。

(イ) 国選付添関連業務関係

支援センターは、各地方事務所において、弁護士会主催の説明会、研修会等に参加するなどして、国選付添関連業務について説明を行った。

また、支援センターは、弁護士会の協力を得て、一般契約弁護士等に対して、業務の内容や報酬の算定方法等について記載した解説書である「国選付添関連業務の解説」を配布した。

イ 常勤弁護士の採用・常駐

年度計画内容

常勤弁護士を採用し、国選弁護事件の受け手となる弁護士が少ない地域に常駐させる。

平成20年度の常勤弁護士の配置については、上記V1(3)ア「民事法律扶助の担い手となる弁護士・司法書士の確保」記載のとおりである。

(5) 司法過疎対策

ア 地域事務所の設置等

年度計画内容

地方裁判所支部（以下「地裁支部」という。）管轄単位で実働弁護士がいないか1名しかおらず、当該地裁支部から公共交通機関を用いて長時間を要することなく移動できる範囲内に地方裁判所本庁又は2名以上の実働弁護士が事務所を開設している地裁支部が存在しない地域において、当該地裁支部管内の人口・事件数等を考慮しつつ、地域事務所を設置し、常勤弁護士を常駐させる。

司法過疎対策として、地方裁判所支部管轄単位で実働弁護士による司法サービスの提供がより乏しい地域の解消に優先的に取り組む必要があることから、司法過疎地域事務所は、(i)地方裁判所支部管轄単位で実働弁護士がいないか1名しかおらず、(ii)当該地裁支部から公共交通機関を用いて長時間を要することなく移動できる範囲内に地裁本庁又は2名以上の実働弁護士が事務所を開設している地裁支部が存在しない地域を優先とし、加えて、(iii)地裁支部単位で実働弁護士1人当たりの人口が非常に多数である地域のうち、(iv)当該地裁支部から公共交通機関を用いて長時間を要することなく移動できる範囲内に地裁本庁又は多数の実働弁護士が事務所を開設している地裁支部が存在しない地域において、(v)当該地裁支部管内の人口、民事・刑事の事件数、単位弁護士会・地方自治体等地域関係機関の支援体制等を考慮して設置することとした。

平成20年度までに常勤弁護士を配置した支援センターの事務所は、【資料3】のとおり合計71か所であり、そのうち司法過疎地域事務所は22か所である。司法過疎地域事務所のうち、平成20年度に新設されたのは、(ア)茨城県の牛久地域事務所、(イ)京都府の福知山地域事務所、(ウ)長崎県の五島地域事務所、(エ)長崎県の対馬地域事務所、(オ)宮崎県の延岡地域事務所、(カ)福島県の会津若松地域事務所、(キ)岩手県の宮古地域事務所の7か所である（【資料3】番号51、54、61、62、66～68）。

いずれの司法過疎地域事務所においても、常勤弁護士1ないし2名が常駐し、民事法律扶助事件、国選弁護事件等のほか、有償で一般事件全般（総合法律支援法第30条第1項第4号に規定する有償事件。以下「4号有償事件」という。）を幅広く取扱い、地域住民の法的ニーズに答えている。

イ 常勤弁護士の巡回

年度計画内容

上記アの地域に近接する地方事務所等に配置する常勤弁護士を巡回させること

により、同地域において、法律サービスを提供するための具体的な方策を企画・立案し、実施する。

旭川地方裁判所稚内支部、名寄支部、留萌支部、紋別支部は、上記アの(i)及び(ii)の基準に適合する司法過疎地域であることから、常勤弁護士が巡回して民事法律扶助事件を中心とする法律サービスを提供することとし、上記4支部に近接する旭川地方事務所（【資料3】番号40）に配置した常勤弁護士が巡回することにより、民事法律扶助事件、国選弁護事件等を取り扱っている。

旭川地方事務所に配置した常勤弁護士の稚内支部、名寄支部、留萌支部、紋別支部に対する平成20年度の巡回状況は、【資料30】のとおりである。

(6) 犯罪被害者支援

年度計画内容

地方事務所において、犯罪被害者支援を行う機関・団体の連絡協議会に参加するなどして、連携・協力関係の構築・強化を図る。

犯罪被害者支援に関する情報の提供や、犯罪被害者支援に精通した弁護士の紹介などの業務を円滑に行うためには、各地において犯罪被害者支援を行っている機関・団体との連携・協力関係を構築することが必要であることから、各地方事務所において、各都道府県警察等が事務局となっている「被害者支援連絡協議会」（注）に加盟するなどし（現在、同協議会が開催されていない1県を除く49地方事務所で加盟済み。）、同協議会やその構成員である機関・団体等が出席する会合等において、犯罪被害者支援業務についての説明を行うなど、1人でも多くの方々に支援センターが実施している犯罪被害者支援業務を知っていただけるよう周知を図ったほか、実務担当者間で連携方法等に関する協議の場を設けるなど、法的支援を必要とする犯罪被害者の方々に対して、速やかに支援センターをご案内・ご紹介いただける体制を確保するため、連携・協力関係の構築・強化に取り組んだ。

特に、被害者参加制度等が施行された12月1日に向け、ほとんどの地方事務所において、警察、検察を始めとする関係機関と協議を複数回重ね、リーフレット等を犯罪被害者の方々に配布していただくよう協力依頼をするなど、当該制度において、支援センターが担う業務内容の周知に努めた。また、制度施行に伴い、より一層、連携を強化し、制度が円滑に運用されるよう、実務担当者との協議を重ねた。このような活動と並行して、犯罪被害者週間には、関係機関の講演に講師として参加、関係機関とともに街頭で広報活動

を行いリーフレット等を配布、あるいはイベントにブースを設置した。

このように、協議会等への参加と併せて、イベントなどに参加若しくは共同で開催するなどして、連携・協力関係の構築に努めた。

(注) 各都道府県警察等が事務局となり、弁護士会、地方検察庁、民間犯罪被害者支援団体、医師会、臨床心理士会、県や市の相談機関等を構成メンバーとして設置されている。

2 業務運営の効率化

年度計画内容

総合法律支援の充実のための措置と提供するサービスその他の業務の質の向上との均衡に十分配慮しながら、以下の各業務ごとにおける効率化目標を達成するほか、業務運営体制の適時適切な点検・見直しにより、効率的かつ円滑に業務を遂行する。

支援センターは、平成18年10月の業務開始時から、効率的かつ円滑な業務運営を行うため、業務内容に応じて様々な雇用形態を導入しているほか、常勤職員の給与体系については、国家公務員の給与構造改革に準じた給与規程を策定するなどして、適正な人事配置及び人件費管理に努めている。また、事業の拡大に伴う物品等の調達については、その必要性、内容及び数量等を十分に精査するとともに、契約手続についても、競争性を高めるため、一般競争による手続を原則とし、随意契約による場合でも、企画競争や複数の業者から見積書を徴するなどして、より安価な金額で契約することを心掛けている。

さらに、平成21年度における裁判員制度の開始や被疑者国選弁護対象事件の大幅拡大に対応するため、所要の常勤弁護士及びその他の職員を確保する必要があるところ、常勤弁護士の確保業務をより効率的に推進するため、常勤弁護士推進本部を設置するなど、適時適切な業務運営体制の見直しを図ったほか、所要の職員を採用して、体制を整備した。

(1) 情報提供・犯罪被害者支援・関係機関連携強化

ア コールセンターにおける効率的な情報提供

年度計画内容

東京都に設置したコールセンターにおいて、業務量に応じた要員を配置するなどして電話による情報提供を集中的・効率的に行う。

支援センターは、東京都内に設置したコールセンターにおいて、電話・メールによる情報提供を集中的に行っている。また、運営は民間業者に委

託しており、平成20年度の契約内容は、同19年度の実績から、コールセンターにおける年間受付件数を電話は同数の30万件、メールは10,400件（前年度比約290%増）と推定してその件数に応じた要員を配置しつつ、その他の諸経費について見直したことにより、同19年度契約金額より低額にするなど、必要な業務量に応じた効率的な業務運営を行っている。

また、平成20年度には、専門評価会社によるコールセンターの品質評価を行い、コールセンターの対応品質や全体的な運営状況について、現状の利用者満足度からだけでは把握できない、第三者による客観的な評価を得るとともに、当センターとして今後目指すべき品質基準を策定した。これにより、当センターとして一定の品質を維持・向上できるとともに、業務運営のさらなる効率化の参考とする。

イ 関係機関・団体データベースの活用等

年度計画内容

- ・ 内閣官房司法制度改革推進室及び法務省と連携し、総合法律支援関係省庁等連絡会議を開催するなどして、中央レベルで、関係機関・団体データベースの利用方法の周知徹底及び積極的な活用に関する理解を求める。
- ・ 地方事務所において、地方協議会を開催するなどして、地方レベルで、関係機関・団体データベースの利用方法の周知徹底及び積極的な活用に関する理解を求める。

平成20年7月4日、内閣官房司法制度改革推進室において総合法律支援関係省庁等連絡会議を開催した。同会議において、出席した16の関係省庁等に対し、法務省と連携し、関係機関・団体データベースの利用方法の周知徹底及び積極的な活用に関する理解をお願いした。

上記Ⅴ1(2)イ(イ)記載のとおり、全地方事務所等において地方協議会を開催し、同協議会で、関係機関・団体データベースの利用方法の周知徹底及び積極的な活用に関する理解をお願いした。

(2) 民事法律扶助・国選弁護士確保

ア 常勤弁護士採用のための基盤整備

年度計画内容

常勤弁護士採用のための基盤を整備するため、司法研修所等の関係機関に対し、支援センターの業務内容や常勤弁護士の意義などに関する説明を行う。

常勤弁護士を安定的に採用するためには、司法研修所教官、法科大学院

教員等法曹養成指導者の理解・協力を得ることが重要であることから、各法科大学院の協力を得て、法科大学院教員等に対し、支援センターの業務内容を掲載したリーフレット、常勤弁護士採用案内のパンフレット等を配布するとともに、口頭での説明を実施した（【資料4】番号19～26参照）。

また、常勤弁護士の意義、業務内容、実像等に対する理解を広め、常勤弁護士採用のための基盤整備に資するため、日本弁護士連合会、単位弁護士会等の関係機関に対し、平成18～20年度に採用した常勤弁護士が支援センターの常勤弁護士を志望した理由等を執筆した文集を1,500部以上配布した。

イ 常勤弁護士確保に向けた説明会の実施

年度計画内容

常勤弁護士確保のために、弁護士会等の関係機関の協力を得て、司法修習生、法科大学院生、弁護士に対する説明会を実施する。

常勤弁護士確保に向けて、平成20年度に司法修習生、法科大学院生、弁護士、司法試験合格者を対象として行った説明会の実施状況については、上記V 1(1)ウ「常勤弁護士の確保」に記載のとおりである（【資料4】参照）。

ウ 常勤弁護士の活動のための環境整備

年度計画内容

常勤弁護士が配置された地方事務所において、常勤弁護士が業務に専念し十分に活動できる環境を整備するための配慮措置に関する具体的な方策を検討・立案し、実施する。

平成19年度から司法修習を終了した新人弁護士を常勤弁護士として採用する新制度を導入したことから、当初の任期（1年）を終了後、各地の支援センター法律事務所に異動する際の事務処理を円滑に行うため、異動時における受任事件の引継ぎに関するルールを定めるとともに、Q&Aを作成して、常勤弁護士に対して、想定される事例ごとに詳細な対応方法を示した。

また、平成20年12月1日から国選被害者参加弁護士制度が導入され、国選被害者参加弁護士としての活動が常勤弁護士の業務となったことから、常勤弁護士等の採用及び職務等に関する規程を改正したほか、常勤弁護士の業務手順を解説したマニュアルを改訂して、国選被害者参加弁護士としての業務手順を詳細に定めた。

なお、上記マニュアル改訂に際しては、加えて、常勤弁護士からの事件処理状況の報告書面等について、より入力方法を簡素化して、通常業務の支障とならないようにしており、各常勤弁護士に配布するとともに、支援センター本部常勤弁護士総合企画室において、常勤弁護士からの業務に関する問い合わせを受け付けている。

さらに、常勤弁護士が事件処理等を行うに当たり、法曹同士のネットワーク・支援体制を整備するため、「常勤弁護士支援メーリングリスト」を整備することにより、常勤弁護士間の情報交換の場を提供するとともに、日本弁護士連合会の協力を得て、民事事件、刑事事件を始め、各分野の専門家である弁護士等がアドバイザースタッフとして同メーリングリストに参加し、常勤弁護士からの質問に対し、適時適切なアドバイスを行っている。

エ 常勤弁護士に対する実務研修の実施

年度計画内容

常勤弁護士又は内定者に対する支援センター本部主催の実務研修を年に2回以上実施する。

平成20年度に常勤弁護士又は内定者(法曹経験者) に対して実施した支援センター本部主催の実務研修は、【資料45】のとおりである。

各支援センター法律事務所へ赴任した常勤弁護士については、日ごろの実務において学ぶ必要があると実感しているテーマを常勤弁護士から提出させ、そのテーマに関する知識・技術を身に付けられるような研修を実施するとともに、法曹三者の視点を取り入れた研修を実施している。

また、裁判員裁判の実施が迫っているところ、裁判員裁判においては、これまでの刑事弁護とは異なる技術が必要とされる部分があることにかんがみ、裁判員裁判への対応に主眼を置いた参加型の研修を導入した。

さらに、常勤弁護士の業務は一般の弁護士とは異なる点があることから、先輩常勤弁護士から後輩常勤弁護士への技術・経験の伝承、常勤弁護士同士の意見交換も有益であることから、ゼミ形式の研修を実施することにより、常勤弁護士間の技術・経験の共有を図った。

司法修習終了直後に採用した新人常勤弁護士に対しては、他の常勤弁護士に比して、より綿密な指導・育成が必要であることから、特に、支援センター本部における集合研修については、平成20年9月又は同21年1月から1年間の任期に合わせ、任期終了時には常勤弁護士としての基本的な素養を獲得できるよう、継続的な内容とした通年の研修スケジュールにより研修を実施することとした。

常勤弁護士の増加により、支援センター本部（東京）における一括研修だけでは、精緻な研鑽を積むことが困難になりつつあることから、ブロック別研修を導入し、全国を7つのブロックに分け、各地の実情を反映した内容とするため、各地で勤務する常勤弁護士に業務において必要と感じる研修を企画させ、それぞれ研修を実施することにより、地方の実情等も反映したより緻密な研修を実現した。

【資料45】常勤弁護士・内定者に対する本部実務研修実施状況
オ 国選弁護人契約における一括契約に関する取組

年度計画内容

- ・ 国選弁護人契約における一括契約について説明資料を作成し、弁護士に対する説明の際などに活用する。
- ・ 一括契約に基づく事件処理の実務運用について、裁判所、検察庁、弁護士会等関係機関との間で協議を行う。

支援センター本部において、一括契約（複数の即決被告事件について、同一の弁護士を国選弁護人として選任するもの（上記Ⅳ 2 (3)ア(ア)参照））についても説明した解説書である「国選弁護関連業務の解説」の改訂版（同解説書には、一括契約は一括処理による効率化の見地から設けられた契約類型である旨が記載されている。）を作成し、地方事務所を通じて、全国の一般契約弁護士及び一般契約弁護士になろうとする弁護士に配布し、一括契約の増加に努めた。

各地方事務所においては、対応する裁判所、弁護士会等と協議し、一括国選弁護人契約に関する事件の配点方法について確認した。

なお、平成20年度に、一括国選弁護人契約に基づき国選弁護人の指名通知がなされた事件の件数は合計304件（対象となった事件の実件数）であり、前年度の合計531件に比べて減少した（なお、即決事件の算定件数は、平成19年度は4,596件、同20年度は4,525件である（【資料25】参照））。

(3) 司法過疎対策

年度計画内容

上記Ⅴ 1 (5)の地域において、当該地裁支部管内の人口・事件数、単位弁護士会、地方自治体等による支援体制等を総合勘案し、必要な地に地域事務所を設置することとする。

平成20年度の司法過疎地域事務所の設置状況については、上記Ⅴ 1 (5)ア

「地域事務所の設置等」に記載のとおりである（【資料3】番号50～71参照）。

3 提供するサービスその他の業務の質の向上

(1) 情報提供

ア FAQの充実等

年度計画内容

- ・ コールセンターに寄せられる問い合わせを日々分析し、よくある質問を抽出した上、それに対する答を作成する。
- ・ コールセンターにおいて稼働する者にアンケートをするなどして、質問頻度は低いが作成すべき質問についての答を作成する。
- ・ FAQ、関係機関・団体情報の増大によって検索の速度が落ちることのないよう、日常的に、検索のスピードのテストを実施する。
- ・ 期間を設定し、コールセンター及び地方事務所の情報提供窓口においてアンケート調査を実施し、5段階評価で4以上の満足度の評価を得るように努めるとともに、その結果を企画・構成面に反映させる。

業務開始以降コールセンターに寄せられた問い合わせを分析するとともに、オペレーターに対するアンケート調査の結果等を踏まえFAQを随時更新・増加しており、平成20年度においては、このうち約750問をホームページで公開している。この他、裁判員制度に関するFAQについて、最高裁判所の協力を得て約450問を追加しており、平成20年11月から同21年1月の3ヶ月間で3,696件の裁判員制度に関する問い合わせに対応するなど、同制度の円滑な実施に寄与することにも努めた。

【資料46】裁判員制度についての問い合わせ

平成20年度においても、FAQ、関係機関・団体情報をデータベースに追加投入した際には、検索スピードが落ちていないかを支援センター職員がモデルケースに基づき実際に検索するテストを実施するとともに、オペレーターに対して実際の問い合わせ対応において情報の検索に時間がかかっていないかについてアンケート調査を実施するなどして、検索スピードを維持した。また、裁判員制度などの特定分野のFAQ情報が増加した場合には、FAQ分類を細分化して容易に検索できるようにするなど、使い勝手の良さを維持した。

平成20年度は、利用者の満足度をより客観的・効果的に調査するため、平成19年7月から継続して実施しているウェブによる利用者アンケート調査のほかに、一定の期間を設けて、コールセンターの電話利用者と地方事務所の面談利用者を対象にアンケート調査を行っている。これは、ウェブによる利用者アンケートでは回答率が低く、利用者の満足度やニーズを把

握するにはサンプル数が少ないとの指摘を受け、より正確な評価を把握するために、実施したものである。

コールセンターにおいては、平成21年2月25日から同年3月24日までの間（総件数2万6,954件中2,098件回答。有効回答率7.7%）、電話によるコールセンター利用直後に満足度調査への協力を依頼し、応諾者の電話を調査会社が設置する自動音声アンケートシステムに電話を転送し、所定の設問にプッシュトーンで回答してもらう形式の満足度調査を行い、その結果、5段階評価で4.4の満足度を得た。地方事務所においては、平成20年10月1日から同年12月26日までの間（総件数5,659件中2,091件回答。有効回答率36.9%）、地方事務所において面談による情報提供を受けた利用者に、職員がアンケート用紙を渡して協力を依頼するが、回答に当たっては職員の面前で記入するのではなく、無記名かつ封入した封筒には封をするなど客観的な評価を得られるよう十分留意した形式でアンケート調査を行い、その結果、5段階評価で4.4の満足度の評価を得た。

ウェブによる利用者アンケート調査における平成20年度の評価は3.6（コールセンターにおけるメール対応（総受電件数28万7,897件中16,287件）に対する評価を除くと、3.8の評価となる。）であり、数字としては、同19年度（5段階評価で3.6）と変わりなく、回答率も引き続き低い（平成20年度、同19年度とも約0.2%）。

支援センターの利用者にはインターネットの利用が困難な方が一定数おられることなどから、今後は平成20年度と同様、一定の調査期間を設けて行うアンケート調査も定期的に行うことにより、多面的な方向で、客観的な利用者の満足度を把握していく予定である。

また、コールセンターが提供するサービスについては、【資料48】のとおり、平成20年度を通しての苦情が全体の0.3%程度であるなど、現状の質が必ずしも低いとは考えていないが、引き続き、FAQやオペレーターへの研修のさらなる充実、関係機関とより緊密な連携の確保、情報提供のサービス内容が周知されるような広報の徹底などにより、いずれの調査方式でも4以上の満足度を獲得できるよう、今後ともサービス向上に力を入れていくこととする。

【資料47】利用者満足度調査（コールセンター・地方事務所）

【資料48】平成20年度コールセンターにおける受電内容の推移

イ 即日中の情報提供

年度計画内容

- ・ 多様な法的トラブル、新たな法律の制定等に適切に対応することができるよう、地方事務所の情報提供窓口には、相談窓口等で稼働したことがある経験者

を配置する。

- ・ 地方事務所の情報提供窓口に来訪する利用者に対し、即日中に情報提供を行う。

地方事務所で情報提供を行う窓口対応専門職員として、消費生活相談資格者、裁判所・法務局OB等を主に採用し、全地方事務所に相談窓口等で稼働したことがある経験者を配置した。また、多くの地方事務所においては、司法書士の協力も得ている。

各地方事務所における採用状況は、【資料49】のとおりである。

【資料49】資格・経験別窓口対応専門職員数

地方事務所に来訪した利用者に対しては、即日中に対応するが、情報提供窓口は予約優先性であるため、予約状況等により地方事務所での詳細な対応が難しい場合はコールセンターや他の関係機関を紹介するなど迅速なサービス提供に努めている。

(2) 民事法律扶助

ア 援助審査の合理化

年度計画内容

迅速な援助を提供するという観点から、援助審査の方法を合理化することなどにより、援助申込みから代理人選任までの期間を平成19年度と比較して短縮する。

援助審査の合理化の具体的方法としては、①これまでの多人数の審査委員による合議制審査を改め、少人数の審査委員による審査（原則2名の審査委員による審査、簡易な案件は単独審査）とすること、②審査の開催頻度を増加すること、③書面審査を活用することがある。

平成19年度までに援助審査の方法の合理化に取り組んでいなかった4箇所の地方事務所においては、同20年度に書面審査を活用するなど、援助審査の合理化を行い、既に何らかの方策を講じ、これを強化・維持している地方事務所と合わせると、すべての地方事務所が合理化を行った。

このような審査期間短縮に向けた取組にもかかわらず、平成20年度は、同19年度に比べて、代理援助が8万442件（16.7%増）、書類作成援助が5,101件（21.5%増）となったため、結果として、援助申込みから審査実施までの期間はほぼ横ばいとなっている。

援助審査は、援助要件を適切に判定して援助要件に該当する方が制度を利用できなくなることがないようにするとともに、不適当な援助開始決定が行われ、支出すべきでない援助資金が支出されることを防止するという、

民事法律扶助業務において重要な役割を担っている。これらの重要な機能を果たしつつ、代理人選任までの期間を短縮するためには、援助件数増も踏まえた審査の合理化、効率化の在り方とともに、法律相談援助の申込みからその実施までの日数の短縮化も援助申込から代理人選任までの期間短縮の一方策である。このような観点から、平成20年度の法律相談援助の申込みからその実施までの日数については、6 地方事務所で、前年度に比べてその日数を縮減した。今後、このような援助申込みから法律相談までの日数の短縮化を進めるとともに、事前審査の実施等により、援助審査の適正を確保しつつ、迅速な審査を可能にするような方策について検討し、実現していく予定である。

イ 犯罪被害者に対する充実した援助の提供

年度計画内容

犯罪被害者からの援助申込みに対し、より迅速な援助開始、被害者支援に精通した弁護士を始めとした専門的知見を有する弁護士の選任などを通じて、充実した援助を提供する。

犯罪の被害に遭われた方に対する平成20年度の法律相談援助件数は577件で、代理援助件数は186件であり、うち損害賠償命令申立事件が3件であった。また、犯罪被害者のニーズは、その受けた被害の種類等により多様であるため、これに即した専門的知見を有する弁護士が対応するのが望ましく、支援センターでは、精通弁護士を1,570名確保しており、うち1,370名が民事法律扶助の契約弁護士である。

なお、犯罪被害者に対する援助制度が徐々に普及しつつあると言えるものの、更に十分な普及を図るため、引き続き制度の周知に努めていく必要がある。

ウ 契約弁護士・司法書士に対する研修の実施

年度計画内容

民事法律扶助により提供される法的サービスの質の向上を図る観点から、弁護士会及び司法書士会等の協力を得ながら、契約弁護士・司法書士を対象とする研修を実施する。

各地方事務所においては、業務方法書・細則改正のポイント等、研修テーマに沿った各地方事務所独自の印刷物を配布する等、新規契約弁護士・司法書士及び契約弁護士・司法書士事務所職員に対する研修を実施した。

－実施状況－

- ① 研修を実施した地方事務所数 34地方事務所
- ② 研修実施回数 1回 20地方事務所
- 〃 2回から3回 12地方事務所
- 〃 4回以上 2地方事務所

また、今年度においては、本部主催により神奈川地方事務所、三重地方事務所、宮城地方事務所及び新潟地方事務所の4地方事務所において、「民事法律扶助業務に関する関連規則の改正等について」及び「リーガルアクセスの拡大と法テラス ～スタッフ弁護士の経験から～」のテーマによる研修を実施した。

(3) 国選弁護人確保

ア 関係機関との定期的な協議

年度計画内容

地方事務所ごとに、国選弁護人の選任態勢に関する、裁判所、検察庁、警察及び弁護士会が参加する定期的な協議の場を平成20年度に1回以上設ける。

支部を含むすべての地方事務所において関係機関との協議が行われたほか、国選付添人の選任態勢についても、すべての地方事務所において関係機関との協議が行われており、協議を行っていない地方事務所はない。

イ 指名通知に関する目標時間の設定等

年度計画内容

地方事務所ごとに、事業年度の当初において、裁判所からの指名通知要請を受けてから裁判所に候補を通知するまでの手続類型別の目標時間を設定し、事業年度末において、その達成度合いを検証する。

(ア) 目標時間の設定

支部を含むすべての地方事務所において、裁判所・弁護士会と協議の上、指名通知の目標時間を定めており、ほとんどの地方事務所・支部における目標時間は、休日を含め、被疑者国選については原則として数時間以内、遅くとも24時間以内とし、被告人国選については原則として24時間以内、遅くとも48時間以内とするものである。なお、国選付添人の指名通知についても、多くの地方事務所において、原則として数時間以内、遅くとも48時間以内とする目標時間を定めている。

(イ) 目標の達成度合い

被疑者国選弁護、被告人国選弁護とも、支部を含むすべての地方事務

所において、おおむね所定の目標時間内に国選弁護士候補の指名通知が行われており、達成度が半数程度又は達成できていない地方事務所はなかった。

被疑者国選弁護における休日の指名通知業務についても、ほとんどの事件において当日中に指名通知に至っている。業務時間外に指名通知請求がされたなどの事情から当日中に指名通知に至らないものについても、翌日には指名通知が行われており、指名通知請求を受けてから24時間以内に指名通知を行うという処理時間の目安に沿った運用がなされている。

なお、国選付添についても、指名通知業務を行った地方事務所においては、おおむね所定の目標時間内に国選付添人候補の指名通知が行われている。

ウ 国選弁護士契約弁護士に対する研修の実施

年度計画内容

地方事務所ごとに、平成20年度に1回以上、国選弁護士契約弁護士を対象とする研修を実施する。

支部を含むすべての地方事務所ですべての年度計画に基づく研修を実施した。研修の内容としては、解説書を配布したものが55か所、センター主催の説明会を実施したものが12か所、弁護士会主催の説明会に参加する方法で実施したものが28か所であった。支援センター主催の説明会としては、事前に契約弁護士に解説書を配布した上で、本所管内、各支部管内の契約弁護士に対して、本所と支部のそれぞれで説明会を行ったなどの例がある。

裁判員裁判の実施及び被疑者国選の対象事件の拡大といった国選弁護制度の大きな変化を控え、増加する事件数に対応し得る契約弁護士の確保が当面の最も重要な課題であることから、各地方事務所において、国選弁護を担う弁護士の確保に努めた。その結果、国選弁護士契約弁護士の人数は、業務開始時の平成18年10月2日時点で8,427名であったが、同20年4月1日時点で1万3,427名、同21年4月1日時点で1万5,556名となり、増加傾向にある。裁判員裁判の実施に向けて、各地において、模擬裁判をはじめとする様々な取組が行われているが、支援センターは、各地方事務所において、連日的開廷及び集中的訴訟準備に対応し得る国選弁護人の確保に向けて、弁護士会との間で協議を行った。

なお、国選付添人契約弁護士を対象とする研修についても、各地方事務所において解説書を配布するほか、上記の説明会等の機会を利用する方法で研修を実施した。

エ 不祥事案の再発防止

支援センターは、平成21年2月、契約弁護士1名に対し、合計7件の被疑者国選弁護事件に関する報酬の請求において、被疑者との接見回数を実際よりも多く申告することにより過大な報酬を請求し、本来支払われるべき報酬との差額である30万円余りの支払を受けたことを理由に、3年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除の措置をとり、日本弁護士連合会及び所属弁護士会に対して、同措置事案を通知し、再発防止に向けて会員に対する注意喚起等適切な対応をとるよう申し入れるとともに、同契約弁護士について警察に告訴した。なお、支援センターは、同契約弁護士に対し、過払いにかかる国選弁護報酬の返還を請求し、その全額の支払いを受けた。

国選弁護報酬はすべて国費で賄われており、このような国選弁護報酬の過大請求は絶対にあってはならないことである。支援センターでは、日本弁護士連合会その他関係機関と協議しつつ、接見の疎明資料を提出してもらう制度の導入など再発防止のための効果的な措置の検討を進めている。

(4) 犯罪被害者支援

ア 地方事務所の職員の配置

年度計画内容

地方事務所の窓口対応専門職員に犯罪被害者支援に精通している職員を配置する。

全国10か所の地方事務所等（東京、神奈川、埼玉、川越、千葉、京都、兵庫、愛知、広島、札幌、）には、民間犯罪被害者支援団体の電話相談等経験者や、警察出身者などを犯罪被害者支援担当の窓口対応専門職員として配置し、犯罪被害者等からの来所及び電話による問い合わせに対し、二次被害を与えないよう十分配慮して対応した。

また、上記以外の地方事務所及び上記地方事務所で犯罪被害者支援担当が配置されない曜日・時間帯については、犯罪被害者支援担当以外の窓口対応専門職員が犯罪被害者等からの問い合わせに対応している。これらの職員についても、犯罪被害者への二次被害を防止するため、犯罪被害者等の心情や各地方事務所における対応事例を踏まえた対応の留意点など、犯罪被害者支援に関する研修を行った。

イ 窓口対応専門職員等に対する研修の実施

年度計画内容

窓口対応専門職員及び一般職員に対し、犯罪被害者支援に関する研修を実施する。

犯罪被害者支援業務の中核をなす各地方事務所の担当職員等に対して研修を実施し、新規事業である被害者参加人のための国選弁護制度等、各種法改正等の法制度に関する知識の習得に努めた。また、地方事務所において取り扱った事例を参考に本部で作成した事例を使って、各種の制度がどのように利用できるかなどについて少人数のグループで協議し、これを共有するなど、より実践的な研修プログラムの実施等により、個々の職員のスキルアップを図った。さらに、全国的に均質な犯罪被害者支援業務の提供を目指し、実務上の問題点、課題等について意見交換を行った。

平成20年度における犯罪被害者支援業務研修の内容は、下記のとおりである。

(ア) 担当職員研修

実施時期・場所：平成20年10月28日～29日（東京）

内容：○ 刑事手続における被害者保護制度（被害者国選弁護制度の概要等）

○ 被害者国選弁護業務及び関連業務（①被害者国選弁護業務の業務手順、②日本弁護士連合会委託援助業務（犯罪被害者法律援助）の改正点等、③損害賠償命令申立事件と民事法律扶助）

○ 警察による被害者支援（警視庁）

○ 犯罪被害者支援に係る法実務（弁護士）

○ こころに病気があると思われる人からの相談への対応（東京都精神保健福祉センター）

○ 犯罪被害者の心理と対応の在り方「聞くこと」と「聴くこと」（臨床心理士）

(イ) 担当職員意見交換会

実施時期・場所：平成21年2月～3月（札幌、宮城、東京、愛知、大阪、岡山、福岡）※各回13時～17時10分

内容：○ 全体での意見交換（被害者国選弁護業務及び関連業務の運用状況と課題について ①コールセンターとの連携、②地方事務所間の連携、③地方事務所内の連携（他業務担当者との連携）、④関係機関（弁護士会、検察庁、裁判所等）との連携）

○ 事例に基づいたグループ検討

(ウ) 地方事務所窓口対応専門職員研修

地方事務所ごとに、上記(ア)の講義内容を収めたDVDや当該事務所における対応事例等を用いて、研修を実施した。

(エ) コールセンターオペレーター全員を対象とした研修
被害者参加制度について

実施時期：第一回平成20年9月16日～18日

第二回平成20年11月25日～27日

(オ) 犯罪被害者支援ダイヤル担当オペレーターを対象とした研修

① 少年法・犯罪被害者等給付金支給法・配偶者暴力防止法・刑事訴訟法等の改正について

実施時期：平成20年5月14日

② 精通弁護士紹介・取次に関する復習・留意点について

実施時期：平成20年10月～11月にかけて随時

③ 被害者参加制度・被害者参加人のための国選弁護制度・損害賠償命令申立てに関する研修

実施時期：平成20年11月20日・26日

内容：被害者参加制度・被害者参加人のための国選弁護制度・損害賠償命令に関するオペレーターの役割、地方事務所との連携について

ウ 犯罪被害者支援に携わる者等からの意見聴取

年度計画内容

犯罪被害者支援に関し、犯罪被害者やその支援に携わる者の意見を聴取する機会を地方事務所単位で平成20年度に1回以上設ける。

犯罪被害者支援業務に関する関係機関・団体等からご意見・ご要望をお聴きし、今後の業務の在り方等の参考にするため、下記要領でアンケート調査を実施した。

実施時期：平成21年2月～3月

回答機関・団体数：1,254（弁護士会、地方検察庁、都道府県警察、都道府県庁福祉主管課、女性相談センター、児童相談所、精神保健福祉センター、民間支援団体等）

実施方法：各地方事務所からアンケートを郵送

聴取項目

- 支援センターが犯罪被害者支援業務を行っていることの周知状況
- 支援センターの犯罪被害者支援業務内容に関する周知状況
- 支援センターとの連携（紹介・取次等）状況
- 支援センターに期待する事項
- 支援センターに対する被害者等からのご意見
- 支援センターのリーフレット等の活用の可否

○ 支援センターのURLをホームページのリンク先に加えることの可否

○ その他ご意見・ご要望

支援センターが犯罪被害者支援業務を行っていることに関する調査結果については、91.9%の関係機関・団体において認知されていた（前年度は91.4%）。被害者支援連絡協議会等における業務説明を始め、実務担当者間の情報交換・協議の場の設定など、日頃の連携向上の取組により、回答機関・団体のすべてにおいて認知されているという地域が約半数に達した。

業務内容に関する調査結果については、犯罪被害者支援ダイヤルの設置を知っていたものが82.7%（同76.9%）、犯罪被害者支援に関する制度や支援窓口の紹介を行っていることについて知っていたものが87.8%（同81.2%）であり、いずれも着実に認知が高まっている。一方、精通弁護士の紹介を行っていることについて知っていたものが81.2%（同72.2%）であり、高い認知となっているが、犯罪被害者の経済状況に応じて、弁護士費用等に関する各種援助制度が利用できることなどについての認知は、約65%にとどまった。また、平成20年12月に施行された被害者参加人のための国選弁護制度については、制度施行から間もないこともあり、被害者参加弁護士の選定に関する業務を行っていることについて知っていたものが50.4%、当該制度を利用するに当たり必要な書類等がホームページに掲載されていることを知っていたものが16.7%と、認知が下がることが判明した。当該制度や民事法律扶助等の各種援助制度を連携又は組み合わせることにより、犯罪被害者が経済的にお困りの場合でも、被害直後から刑事手続、民事手続までの一連の法的手続等に、弁護士の援助を受けることが可能であることから、精通弁護士の紹介だけでなく、被害者参加人のための国選弁護制度及び民事法律扶助制度の更なる周知に努めることが重要である。また、これらの制度が適切に運用されるためには、より一層弁護士会等との連携・協力の促進が求められる。

連携（紹介・取次等）状況に関する調査結果については、支援センターから紹介を受けたという利用者がいたとの回答は18.1%（同15.2%）、逆に利用者に対して支援センターを紹介したことがあるとの回答は39.5%（同29.7%）であった。

エ 犯罪被害者支援精通弁護士の確保等

年度計画内容

地方事務所単位において、犯罪被害者支援に精通している弁護士を確保するとともに、犯罪被害者に対し適切に紹介を行う。

地方事務所長は、弁護士会会長から、以下の①又は②に該当する弁護士を犯罪被害者支援に精通している弁護士として推薦を受け、これを基に精通弁護士名簿を作成している。同名簿には、平成21年4月1日現在、全国で1,570名（同19年3月31日現在1,185名、同20年3月1日現在1,261名）が掲載されており、各弁護士会の協力を得ながら順調に増加している。

- ① 下記の犯罪被害者等支援に関連する業務のいずれかを経験したことのある弁護士
 - ・ 犯罪被害者等の依頼により行う法律事務
 - ・ 弁護士会又は犯罪被害者支援団体により行われる犯罪被害者等支援活動
- ② 日本弁護士連合会、弁護士会又は全国被害者支援ネットワーク加盟の犯罪被害者支援団体の実施する犯罪被害者支援に関する研修を複数受講した弁護士

犯罪被害者やご家族からのお問い合わせに応じ、全国の地方事務所で、前述のとおり合計696件の紹介を行った。

オ 被害者参加制度及び損害賠償命令制度等の適切な情報提供等

年度計画内容

平成20年12月までに被害者参加制度及び損害賠償命令制度が施行されることに伴い、犯罪被害者が当該制度を適切かつ効果的に利用できるよう、適切な情報提供などを通じた支援の充実を図る。

被害者参加制度、被害者参加人のための国選弁護制度及び損害賠償命令制度に関するFAQの作成には、新しい制度であることを考慮し、できる限り分かりやすい言葉を使用するよう配慮した。また、犯罪被害者支援リーフレットにこれらの制度について追記・改訂し、全国の地方事務所から関係機関等を通じ、相談者に適宜配布いただくよう、周知・依頼を行っている。さらに、制度施行前後には、全国のほとんどの地方事務所において、関係機関等による協議会やフォーラムに参加し、担当職員等による制度の説明や広報物（リーフレット、ポスター等）の配布を行った。

なお、ホームページにはこれらの制度の概要を掲載し、上記リーフレットや、被害者参加人のための国選弁護制度を利用する場合に必要な書類がダウンロードできるようにするなどした。

コールセンターにおいては、オペレーターに制度を周知するとともに、事案に応じて臨機応変に地方事務所へ転送・取次等の対応ができるよう対応チャートを作成し、地方事務所にも周知するなど、連携体制の構築を図

っている。制度施行前後に実施した全国職員研修等においては、当該制度の概要を把握しながら、具体的な事例においてどのように運用されるかなどについて説明、検討及び意見交換等を行った。その結果、刑事裁判の期日が切迫した事案であっても、関係機関や弁護士との連携のもと、迅速・円滑に対応できている。

カ 民事法律扶助、日本弁護士連合会委託援助制度の情報提供等

年度計画内容

資力に乏しい犯罪被害者が、民事法律扶助制度や日弁連委託援助を利用できるよう、適切かつ積極的な情報提供等を行う。

コールセンターにおいては、相談者に民事法律扶助制度や日本弁護士連合会委託援助制度を説明するとともに、地方事務所に取り次ぐ際には、相談者がこれらの制度の利用を希望する場合に、取次依頼書にその旨を記載するなどして、コールセンター及び地方事務所において二次被害を極力避け、統一した対応が行えるよう配慮している。地方事務所においては、精通弁護士名簿等で、精通弁護士が民事法律扶助の契約弁護士であるか否か等を確認・把握し、犯罪被害者の経済状況に応じて適切に弁護士に取り次ぐ態勢を整えている。

また、イ(ア)及び(イ)の職員研修等においては、被害者参加人のための国選弁護制度の施行に伴い、損害賠償命令申立てに係る民事法律扶助、日本弁護士連合会委託援助（犯罪被害者法律援助）との連携が、一層重要になること及びその連携方法等について、図表を用いた説明や具体的な事例による検討等を行った。

その結果、平成20年度内に全国で受け付けた29件の国選被害者参加事件で国選被害者参加弁護士候補として指名通知をした弁護士のうち、特に精通弁護士として紹介をしたものや民事法律扶助制度を利用して損害賠償等を重ねて担当したもの、又は、日本弁護士連合会委託援助制度を利用したものは18件（62%）あった。

(5) 司法過疎対策

年度計画内容

常勤弁護士が配置された上記V 1 (5)の地域事務所において、利用者のニーズに即したサービスを提供するべく、常勤弁護士の民事法律扶助業務・国選弁護業務・有償事件受任業務の合理的な配分を行うための具体的な方策を企画・立案し、実施する。

常勤弁護士の限られた労力を、司法過疎地域の利用者のニーズに即してバランスよく法律サービス提供に用いるため、民事法律扶助事件・国選弁護事件・4号有償事件の配分についての目安を定めた上、地域の実情に応じて、事件を受任することとしている。

平成20年度までに司法過疎対策として設置した22か所の地域事務所における受任事件数の内訳は、平均すれば、受任事件全体の5.5割程度が4号有償事件、3割程度が民事法律扶助事件、1.5割程度が国選弁護・付添事件であるが、各々を見れば、設置された地域の需要に応じ、その内訳は様々である。

(6) 関係機関連携強化

年度計画内容

地方事務所単位で、連携関係にある関係機関と、連携の現状と強化の方策等に関する協議を行うよう努める。

上記Ⅴ1(1)イ記載のとおり、全地方事務所等において、平成20年度中に少なくとも1回、地方協議会を開催し、情報提供業務等、支援センターの業務における個別事例の解決方法を説明することで、関係機関に支援センターとの連携の現状に具体的なイメージを持っていただくとともに、支援センターに多く寄せられる多重債務問題、家事問題、消費者問題等について、分野別に連携の構築や強化の方策等について意見交換を行った。それにより、支援センターの業務等に対する理解・協力が一層深まり、平成20年度のコールセンターの認知媒体における関係機関の件数は63,776件（前年度比75%増）であり、関係機関との連携が強化された。

4 委託援助業務

年度計画内容

日本弁護士連合会及び財団法人中国残留孤児援護基金と連携し、各援助業務が全国でより多く利用されるよう、制度の広報を行い、環境を整える。

日本弁護士連合会委託援助業務については、日本弁護士連合会において弁護士用手引を作成し、配付するとともに、各地の弁護士会で研修を実施し、平成21年3月31日までに8,997人の弁護士及び90の弁護士法人との間で基本契約を締結した。また、従来、財団法人法律扶助協会が支部の自主事業として行っていた外国人、子ども、精神障害者等及び高齢者等に対する法律援助についても、全国一律にサービスを提供したことにより、これまで実績のなかった都道府県

においても援助が行われた。

中国残留孤児援護基金委託援助業務については、各種パンフレット等に掲載するなどして広報を行うとともに、身元未判明者あるいはその依頼を受けた弁護士からの問い合わせの際に制度の案内を行った。

(1) 日本弁護士連合会委託援助業務

年度計画内容

日本弁護士連合会からの委託を受け、総合法律支援法が規定する支援センターによる民事法律扶助制度や国選弁護制度等でカバーされていない者を対象として、人権救済の観点から弁護士費用等の援助を行う。

平成20年度の年間申込総件数は18,816件であった。支援センターがこの委託援助業務を開始した平成19年10月1日から同20年3月31日までの半年間の申込総件数が7,193件であるので、これを平年化して、同20年度の実績と比較すると、年間で5,000件近い伸びを示している。

援助業務別にみると、すべての業務において前年度を上回る申込件数を示しているが、特に刑事被疑者弁護援助、犯罪被害者法律援助及び高齢者・障害者・ホームレスに対する法律援助において件数の伸びが著しい。

日弁連委託援助業務の内、刑事被疑者弁護援助、少年保護事件付添援助、難民認定法律援助及び犯罪被害者法律援助は、平成18年度まで、財団法人法律扶助協会が自主事業として行っていたものであり、その当時と比較しても、いずれの業務においても援助申込件数は大幅に伸びている。特に難民認定法律援助は5倍、犯罪被害者法律援助は3倍の利用申込があり、支援センターが業務を行うことにより、広く全国に同一のサービスを提供するという日弁連委託援助業務の目的は着実に成果を上げて来ている。

(2) 中国残留孤児援護基金委託援助業務

年度計画内容

財団法人中国残留孤児援護基金からの委託を受け、身元が判明している中国残留邦人等が、戸籍に関する手続を行う場合に、弁護士による法的援助を提供する。

平成20年度は10件の援助申込があり、そのすべてについて、援助開始を決定した。

10件の内訳は、失踪宣告取消の審判申立が5件、就籍申立許可の審判申立が5件となっている。

5 予算、収支計画及び資金計画

別紙1から3のとおりである。

なお、支援センターにおける平成20年度の契約の状況については、別紙4のとおりである。

6 短期借入金の限度額

年度計画内容

短期借入金の限度額は、33億円とし、短期借入金は、運営費交付金等の資金の出入りに時間差が生じた場合、その他不測の事態が生じた場合に充てるために用いるものとする。

該当なし。

7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

年度計画内容

重要な財産の処分に関する計画の見込みはない。

該当なし。

8 剰余金の使途

年度計画内容

剰余金は、情報提供に関する業務の充実、新制度周知徹底活動の充実及び職員研修の充実等に充てる。

該当なし。

9 その他法務省令で定める業務運営に関する事項

(1) 施設・設備に関する計画

年度計画内容

平成21年度における被疑者国選弁護対象事件の大幅拡大に伴う業務量の増大を視野に入れつつ、支援センター本部、地方事務所その他の事務所の施設・設備を整備する。

支援センター本部、地方事務所、支部、出張所及び地域事務所の所在地は、【資料1】のとおりである。

平成21年度における裁判員制度の開始及び被疑者国選弁護対象事件の大幅拡大に伴う業務量の増大を視野に入れ、それに対応できる事務所の施設・設備を整備した。

(2) 人事に関する計画

年度計画内容

民事法律扶助事件及び国選弁護人確保業務対象事件の各増加に加えて、平成21年度における裁判員制度の開始及び被疑者国選弁護対象事件の大幅拡大を視野に入れ、これに的確に対応するため、組織的、効率的な業務体制の確立に必要な常勤弁護士につき所要数の確保を図る。

併せて、支援センター本部、地方事務所及びその下部組織について、計画的に人的体制を整備する。

ア 常勤弁護士の確保状況等

民事法律扶助業務、国選弁護関連業務、司法過疎対策業務等を遂行していく上で、常勤弁護士の確保は重要な課題である。

平成20年度には、新たに55名の常勤弁護士を確保し、合計151名の常勤弁護士を全国に配置した。

今後も引き続き、上記Ⅴ1(1)ウ「常勤弁護士の確保」において述べたような活動を積極的に行い、必要な常勤弁護士の確保に努めていく。

イ 職員の確保状況等

平成18年4月10日の設立以降、同年10月2日の業務開始に向けて順次職員の採用を行い、設立当初に予定していた人的体制により業務開始を迎えた。その後も、司法過疎地域における地域事務所開設その他の業務拡大に伴い、計画的に職員の採用を行って、人的体制の整備を図った。特に平成20年度においては、同21年5月以降の被疑者国選弁護対象範囲の拡大に伴い業務量が大幅に増大することが見込まれたことから、これに適切に対応するために各地方事務所ごとに職員増員の必要性の可否を検討し、その結果を踏まえて職員の採用計画を立案の上採用事務を行った。また、組織としてより質の高い法的サービスを提供すべく、管理監督者研修や各種業務研修を実施して、人材の育成に努めた。

職員の給与体系については、国家公務員の給与構造改革に準じた給与規程を策定し、業務開始当初から、適正な人件費管理に努めている。また、

独立行政法人通則法第63条（総合法律支援法第48条において準用）において、職員の給与は「その職員の勤務成績が考慮されるものでなければならない」と規定されていること及び行政改革の重要方針（平成17年12月24日閣議決定）に沿って、国家公務員の給与構造改革の趣旨を踏まえた人事評価システムを策定し、平成18年12月、その評価結果を昇給及び勤勉手当（賞与）に反映させる仕組みを導入した。

平成20年度においては、同人事評価システムに基づく人事評価を行い、その結果を平成20年6月及び12月支給の勤勉手当（賞与）に反映させるとともに、同21年1月の定期昇給にも反映させた。さらに、平成20年度は1級から3級在籍職員を対象に初めて昇格試験を実施し、勤務成績、能力、意欲等を公正・客観的に判断し昇格者を選考した。

以上

平成20事業年度 決算報告書

○法人単位

(単位:百万円)

区 分	予算額 (A)	決算額 (B)	差 額 (B)-(A)	備 考
収 入				
前年度繰越金	0	1,563	1,563	(注1)
運営費交付金	10,395	10,395	0	
政府出資金	0	0	0	
受託収入	10,591	9,862	△ 729	(注2)
補助金等収入	515	256	△ 260	(注3)
事業収入(民事法律扶助償還金収入を含む。)	9,345	9,041	△ 305	(注4)
事業外収入	49	99	50	
計	30,896	31,215	319	
支 出				
一般管理費(国選弁護士確保業務に係る経費を除く。)	7,037	6,045	△ 992	
うち人件費	5,193	3,207	△ 1,986	(注5)
物件費	1,845	2,838	994	(注6)
事業経費	13,267	13,734	467	
うち民事法律扶助事業経費	12,870	13,092	222	
その他事業経費	397	642	245	
受託経費	9,083	8,300	△ 783	(注2)
うち国選弁護士確保事業経費	6,388	6,217	△ 171	
国選弁護士確保業務に係る一般管理費	2,695	2,083	△ 612	
うち人件費	2,184	1,509	△ 675	(注5)
物件費	511	575	64	
受託経費	1,508	1,561	53	
うち日本弁護士連合会等委託支援事業経費	1,417	1,470	53	
日本弁護士連合会等委託支援業務に係る一般管理費	91	91	0	
うち人件費	73	73	0	
物件費	18	18	0	
計	30,896	29,641	△ 1,254	

※各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(注1)

前年度繰越金の内訳は、運営費交付金の繰越分1,212百万円及び政府出資金351百万円である。

(注2)

受託収入及び受託経費の予算額と決算額の差は、常勤弁護士の採用数が少なかったことにより、国選弁護士確保業務に係る一般管理費の支出実績が少なかったことなどによる。

(注3)

補助金等収入の予算額と決算額の差は、寄附金収入の実績額が少なかったことによる。

(注4)

事業収入の予算額と決算額の差は、民事法律扶助償還金収入の実績額が少なかったことなどによる。

(注5)

人件費の予算額と決算額の差は、常勤弁護士の採用数が少なかったことなどによる。

(注6)

物件費の予算額と決算額の差は、事務所新設等のための設備費用の支出が多かったことによる。

(注7)

国選弁護士確保業務勘定と一般勘定との間の経費配分が、損益計算書上の経費配分と異なるのは、国選弁護士確保業務に関する国からの予算措置(委託費)の考え方(財務諸表の区分経理の考え方とは異なる。)を基礎として計上された予算額に対応する金額を決算額として計上していることによる。

平成20事業年度 決算報告書

○一般勘定

(単位:百万円)

区 分	予算額 (A)	決算額 (B)	差 額 (B)-(A)	備 考
収 入				
前年度繰越金	0	1,563	1,563	(注1)
運営費交付金	10,395	10,395	0	
政府出資金	0	0	0	
補助金等収入	515	256	△ 260	
事業収入(民事法律扶助償還金収入を含む。)	9,345	9,041	△ 305	(注2)
事業外収入	49	99	50	(注3)
受託収入	1,508	1,561	53	
計	21,813	22,914	1,102	
支 出				
一般管理費(国選弁護士確保業務に係る経費を除く。)	7,037	6,045	△ 992	
うち人件費	5,193	3,207	△ 1,986	(注4)
物件費	1,845	2,838	994	
事業経費	13,267	13,734	467	
うち民事法律扶助事業経費	12,870	13,092	222	
その他事業経費	397	642	245	
受託経費	1,508	1,561	53	
うち日本弁護士連合会等委託支援事業経費	1,417	1,470	53	
日本弁護士連合会等委託支援業務に係る一般管理費	91	91	0	
うち人件費	73	73	0	
物件費	18	18	0	
計	21,813	21,341	△ 472	

※各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(注1)

前年度繰越金の内訳は、運営費交付金の繰越分1,212百万円及び政府出資金351百万円である。

(注2)

補助金等収入の予算額と決算額の差は、寄附金収入の実績額が少なかったことによる。

(注3)

事業収入の予算額と決算額の差は、民事法律扶助償還金収入の実績額が少なかったことなどによる。

(注4)

人件費の予算額と決算額の差は、常勤弁護士の採用数が少なかったことなどによる。

(注5)

物件費の予算額と決算額の差は、事務所新設等のための設備費用の支出が多かったことによる。

(注6)

国選弁護士確保業務勘定と一般勘定との間の経費配分が、損益計算書上の経費配分と異なるのは、国選弁護士確保業務に関する国からの予算措置(委託費)の考え方(財務諸表の区分経理の考え方とは異なる。)を基礎として計上された予算額に対応する金額を決算額として計上していることによる。

○国選弁護士確保業務勘定

(単位:百万円)

区 分	予算額 (A)	決算額 (B)	差 額 (B)-(A)	備 考
収 入				
受託収入	9,083	8,300	△ 783	(注1)
計	9,083	8,300	△ 783	
支 出				
受託経費	9,083	8,300	△ 783	(注1)
うち国選弁護士確保事業経費	6,388	6,217	△ 171	
国選弁護士確保業務に係る一般管理費	2,695	2,083	△ 612	
うち人件費	2,184	1,509	△ 675	
物件費	511	575	64	
計	9,083	8,300	△ 783	

※各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(注1)

受託収入及び受託経費の予算額と決算額の差は、常勤弁護士の採用数が少なかったことにより、国選弁護士確保業務に係る一般管理費の支出実績が少なかったことなどによる。

(注2)

国選弁護士確保業務勘定と一般勘定との間の経費配分が、損益計算書上の経費配分と異なるのは、国選弁護士確保業務に関する国からの予算措置(委託費)の考え方(財務諸表の区分経理の考え方とは異なる。)を基礎として計上された予算額に対応する金額を決算額として計上していることによる。

別紙2-1

平成20事業年度 収支計画

○法人単位

(単位:百万円)

区 分	計画額 (A)	実績額 (B)	差 額 (B)-(A)	備 考
費用の部	30,896	29,641	△ 1,254	
経常費用	30,896	29,641	△ 1,254	
事業経費	13,267	13,734	467	
うち民事法律扶助事業経費	12,870	13,092	222	
その他事業経費	397	642	245	
一般管理費(国選弁護士確保業務に係る経費を除く。)	7,037	6,045	△ 992	
うち人件費	5,193	3,207	△ 1,986	(注1)
物件費	1,845	2,838	994	
受託経費	9,083	8,300	△ 783	(注2)
うち国選弁護士確保事業経費	6,388	6,217	△ 171	
国選弁護士確保業務に係る一般管理費	2,695	2,083	△ 612	
うち人件費	2,184	1,509	△ 675	
物件費	511	575	64	
受託経費	1,508	1,561	53	
うち日本弁護士連合会等委託支援事業経費	1,417	1,470	53	
日本弁護士連合会等委託支援業務に係る一般管理費	91	91	0	
うち人件費	73	73	0	
物件費	18	18	0	
減価償却費	—	—	—	
財務費用	—	—	—	
臨時損失	—	—	—	
収益の部	30,896	31,215	319	
前年度繰越金	0	1,563	1,563	(注3)
運営費交付金	10,395	10,395	0	
政府出資金	0	0	0	
受託収入	10,591	9,862	△ 729	(注2)
補助金等収入	515	256	△ 260	(注4)
事業収入(民事法律扶助償還金収入を含む。)	9,345	9,041	△ 305	(注5)
事業外収入	49	99	50	
純利益	0	1,574	1,574	(注6)
目的積立金取崩	—	—	—	
総利益	0	1,574	1,574	

※各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(注1)

人件費の予算額と決算額の差は、常勤弁護士の採用数が少なかったことなどによる。

(注2)

受託収入及び受託経費の予算額と決算額の差は、常勤弁護士の採用数が少なかったことにより、国選弁護士確保業務に係る一般管理費の支出実績が少なかったことなどによる。

(注3)

前年度繰越金の内訳は、運営費交付金の繰越分1,212百万円及び政府出資金351百万円である。

(注4)

補助金等収入の予算額と決算額の差は、寄附金収入の実績額が少なかったことによる。

(注5)

事業収入の予算額と決算額の差は、民事法律扶助償還金収入の実績額が少なかったことなどによる。

(注6)

収益(収入)から費用(支出)を差し引いたものであり、資本金(351百万円)を含んでいる。また、(注7)記載の事情により損益計算書上の純利益(純損失)とは性質が異なる。

(注7)

国選弁護士確保業務勘定と一般勘定との間の経費配分が、損益計算書上の経費配分と異なるのは、国選弁護士確保業務に関する国からの予算措置(委託費)の考え方(財務諸表の区分経理の考え方とは異なる。)を基礎として計上された予算額に対応する金額を決算額として計上していることによる。

別紙 2 - 2

平成20事業年度 収支計画

○一般勘定

(単位:百万円)

区 分	計画額 (A)	実績額 (B)	差 額 (B)-(A)	備 考
費用の部	21,813	21,341	△ 472	
経常費用	21,813	21,341	△ 472	
事業経費	13,267	13,734	467	
うち民事法律扶助事業経費	12,870	13,092	222	
その他事業経費	397	642	245	
一般管理費(国選弁護士確保業務に係る経費を除く。)	7,037	6,045	△ 992	
うち人件費	5,193	3,207	△ 1,986	(注1)
物件費	1,845	2,838	994	
受託経費	1,508	1,561	53	
うち日本弁護士連合会等委託支援事業経費	1,417	1,470	53	
日本弁護士連合会等委託支援業務に係る一般管理費	91	91	0	
うち人件費	73	73	0	
物件費	18	18	0	
収益の部	21,813	22,914	1,102	
前年度繰越金	0	1,563	1,563	(注2)
運営費交付金	10,395	10,395	0	
政府出資金	0	0	0	
受託収入	1,508	1,561	53	
補助金等収入	515	256	△ 260	(注3)
事業収入(民事法律扶助償還金収入を含む。)	9,345	9,041	△ 305	(注4)
事業外収入	49	99	50	
純利益	0	1,574	1,574	(注5)
目的積立金取崩	—	—	—	
総利益	0	1,574	1,574	

※各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(注1)

人件費の計画額と実績額の差は、常勤弁護士の採用数が少なかったことなどによる。

(注2)

前年度繰越金の内訳は、運営費交付金の繰越分1,212百万円及び政府出資金351百万円である。

(注3)

補助金等収入の計画額と実績額の差は、寄附金収入の実績額が少なかったことによる。

(注4)

事業収入の計画額と実績額の差は、民事法律扶助償還金収入の実績額が少なかったことなどによる。

(注5)

収益(収入)から費用(支出)を差し引いたものであり、資本金(351百万円)を含んでいる。また、(注6)記載の事情により、損益計算書上の純利益(純損失)とは性質が異なる。

(注6)

国選弁護士確保業務勘定と一般勘定との間の経費配分が、損益計算書上の経費配分と異なるのは、国選弁護士確保業務に関する国からの予算措置(委託費)の考え方(財務諸表の区分経理の考え方とは異なる。)を基礎として計上された予算額に対応する金額を決算額として計上していることによる。

別紙 2 - 3

平成20事業年度 収支計画

○国選弁護士確保業務勘定

(単位:百万円)

区 分	計画額 (A)	実績額 (B)	差 額 (B)-(A)	備 考
費用の部	9,083	8,300	△ 783	
受託経費	9,083	8,300	△ 783	(注1)
うち国選弁護士確保事業経費	6,388	6,217	△ 171	
国選弁護士確保業務に係る一般管理費	2,695	2,083	△ 612	
うち人件費	2,184	1,509	△ 675	
物件費	511	575	64	
収益の部	9,083	8,300	△ 783	
受託収入	9,083	8,300	△ 783	(注1)
純利益	0	0	0	
目的積立金取崩	—	—	—	
総利益	0	0	0	

※各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(注1)

受託収入及び受託経費の予算額と決算額の差は、常勤弁護士の採用数が少なかったことにより、国選弁護士確保業務に係る一般管理費の支出実績が少なかったことなどによる。

(注2)

国選弁護士確保業務勘定と一般勘定との間の経費配分が、損益計算書上の経費配分と異なるのは、国選弁護士確保業務に関する国からの予算措置(委託費)の考え方(財務諸表の区分経理の考え方とは異なる。)を基礎として計上された予算額に対応する金額を決算額として計上していることによる。

別紙 3 - 1

平成20事業年度 資金計画

○法人単位

(単位:百万円)

区 分	計画額 (A)	実績額 (B)	差 額 (B)-(A)	備 考
資金支出	30,896	29,641	△ 1,254	
経常費用	30,896	29,641	△ 1,254	
業務活動による支出	30,896	29,641	△ 1,254	(注1)
投資活動による支出	0	0	0	
財務活動による支出	0	0	0	
次期中期目標の期間への繰越金	0	0	0	
資金収入	30,896	31,215	319	
前年度繰越金	0	1,563	1,563	(注2)
業務活動による収入	30,896	29,653	△ 1,243	
運営費交付金による収入	10,395	10,395	0	
受託収入	10,591	9,862	△ 729	(注1)
その他の収入	9,909	9,396	△ 513	(注3)
投資活動による収入	0	0	0	
財務活動による収入	0	0	0	
政府出資金による収入	0	0	0	
前期中期目標の期間よりの繰越	0	0	0	

※各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(注1)

業務活動による支出及び受託収入の計画額と実績額の差は、常勤弁護士の採用数が少なかったことにより、国選弁護士確保業務に係る一般管理費の支出実績が少なかったことなどによる。

(注2)

前年度繰越金の内訳は、運営費交付金の繰越分1,212百万円及び政府出資金351百万円である。

(注3)

その他の収入の計画額と実績額の差は、民事法律扶助償還金収入の実績額が少なかったことなどによる。

(注4)

国選弁護士確保業務勘定と一般勘定との間の経費配分が、損益計算書上の経費配分と異なるのは、国選弁護士確保業務に関する国からの予算措置(委託費)の考え方(財務諸表の区分経理の考え方とは異なる。)を基礎として計上された予算額に対応する金額を決算額として計上していることによる。

別紙 3 - 2

平成20事業年度 資金計画

○一般勘定

(単位:百万円)

区 分	計画額 (A)	実績額 (B)	差 額 (B)-(A)	備 考
資金支出	21,813	21,341	△ 472	
経常費用	21,813	21,341	△ 472	
業務活動による支出	21,813	21,341	△ 472	
投資活動による支出	0	0	0	
財務活動による支出	0	0	0	
次期中期目標の期間への繰越金	0	0	0	
資金収入	21,813	22,914	1,102	
前年度繰越金	0	1,563	1,563	(注1)
業務活動による収入	21,813	21,352	△ 461	
運営費交付金による収入	10,395	10,395	0	
受託収入	1,508	1,561	53	(注2)
その他の収入	9,909	9,396	△ 513	(注2)
投資活動による収入	0	0	0	
財務活動による収入	0	0	0	
政府出資金による収入	0	0	0	
前期中期目標の期間よりの繰越	0	0	0	

※各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(注1)

前年度繰越金の内訳は、運営費交付金の繰越分1,212百万円及び政府出資金351百万円である。

(注2)

その他の収入の計画額と実績額の差は、民事法律扶助償還金収入の実績額が少なかったことなどによる。

(注3)

国選弁護人確保業務勘定と一般勘定との間の経費配分が、損益計算書上の経費配分と異なるのは、国選弁護人確保業務に関する国からの予算措置(委託費)の考え方(財務諸表の区分経理の考え方とは異なる。)を基礎として計上された予算額に対応する金額を決算額として計上していることによる。

平成20事業年度 資金計画

○国選弁護士確保業務勘定

(単位:百万円)

区 分	計画額 (A)	実績額 (B)	差 額 (B)-(A)	備 考
資金支出	9,083	8,300	△ 783	
経常費用	9,083	8,300	△ 783	
業務活動による支出	9,083	8,300	△ 783	(注1)
投資活動による支出	0	0	0	
財務活動による支出	0	0	0	
次期中期目標の期間への繰越金	0	0	0	
資金収入	9,083	8,300	△ 783	
業務活動による収入	9,083	8,300	△ 783	
受託収入	9,083	8,300	△ 783	(注1)
投資活動による収入	0	0	0	
財務活動による収入	0	0	0	
前期中期目標の期間よりの繰越	0	0	0	

※各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(注1)

業務活動による支出及び受託収入の計画額と実績額の差は、常勤弁護士の採用数が少なかったことにより、国選弁護士確保業務に係る一般管理費の支出実績が少なかったことなどによる。

(注2)

国選弁護士確保業務勘定と一般勘定との間の経費配分が、損益計算書上の経費配分と異なるのは、国選弁護士確保業務に関する国からの予算措置(委託費)の考え方(財務諸表の区分経理の考え方とは異なる。)を基礎として計上された予算額に対応する金額を決算額として計上していることによる。

平成20年度日本司法支援センター契約状況表

第 1 表

総表

	件数		金額(円)	
	件	%		%
競争性のある契約	38	27.74	1,740,727,238	63.50
うち一般競争契約	33	24.09	1,405,791,113	51.28
うち企画競争	5	3.65	334,936,125	12.22
競争性のない随意契約	99	72.26	1,000,466,179	36.50
事務所・宿舍の賃貸借契約	74	54.01	192,392,355	7.02
会計監査人契約	1	0.73	36,750,000	1.34
他との互換性がない契約	8	5.84	199,854,522	7.29
官報公告契約	1	0.73	3,790,422	0.14
その他の契約	15	10.95	567,678,880	20.71
合計	137	100.00	2,741,193,417	100.00

競争契約一覧表

No.	件名又は品目	契約年月日	契約金額(円) 上段(契約総額) 下段(20年度金額)	契約方式 (総合評価 の実施)	予定価格 (円)	落札率	相手方住所氏名	備考
1	法テラス子ども向けパンフレット作成	H20.4.11	2,268,000	入札	-	-	熊本市八幡10-2-181 敷島印刷株式会社	
2	平成20年3月期消費税確定申告書作成、それに伴う運営費交付金の使途特定の事前作業及び検証作業に係る業務一式	H20.5.8	2,803,500	入札	-	-	東京都港区六本木1-6-1 泉ガーデンタワー KPMG税理士法人	
3	広報用ポスターリーフレット印刷・発送業務	H20.5.14	3,871,350	入札	-	-	福井県敦賀市道口63号10-1 若越印刷株式会社	
4	労働者派遣委託契約	H20.6.2	4,394,250	入札	-	-	東京都千代田区内神田2-1-2 株式会社日経スタッフ	単価契約 1,800円/人/h (税抜)
5	民事法律扶助ニーズ調査業務委託一式	H20.7.8	8,190,000	入札	-	-	東京都中央区銀座6-16-12 社団法人新情報センター	
6	法律事務所用端末及びスタッフ弁護士用モバイルパソコンのリース契約一式	H20.8.8	19,271,700 (2,248,365)	入札	-	-	東京都港区浜松町2-4-1 センチュリー・リーシング・システム株式会社	5年契約
7	定期広報誌印刷・発送契約一式	H20.9.4	9,109,700	入札	-	-	福井県敦賀市道口63号10-1 若越印刷株式会社	
8	情報システム運用保守・データセンター移設作業業務委託	H20.9.30	79,309,650 (47,998,650)	入札	-	-	東京都中央区晴海1-8-12 住商情報システム株式会社	運用保守の 契約期間3 年。 運用保守総 額 36,574,650円 移設作業総 額 42,735,000円
9	労働者派遣委託契約(下半期)	H20.10.1	7,299,888	入札	-	-	東京都中央区八重洲2-2-1 ヒューマンリソシア株式会社	単価契約 1,590円/人/h (税抜)
10	日本司法支援センターホームページ運用支援業務委託契約	H20.10.23	4,995,900	入札	-	-	神奈川県横浜市金沢区鳥浜町 16-2 株式会社ポートサイド印刷	
11	弁護士賠償責任保険契約	H20.10.31	1,597,160	入札	-	-	東京都新宿区西新宿1-26-1 株式会社損害保険ジャパン	
12	情報提供業務等に関する研修DVD制作業務委託	H20.11.10	2,415,000	入札	-	-	東京都新宿区愛住町19番地 株式会社サンシン	
13	インターネットデータセンター賃貸借契約	H20.11.14	72,240,000 (4,042,500)	入札	-	-	東京都中央区晴海1-8-12 住商情報システム株式会社	賃借の契約 期間2年半。 賃借料総額 68,197,500円 初期費用 4,042,500円
14	牛久地域事務所什器・備品等購入一式	H20.11.25	3,213,000	入札	-	-	茨城県水戸市東原3-3-28 有限会社森田商事	
15	牛久地域事務所改装工事一式	H20.11.25	4,305,000	入札	-	-	茨城県土浦市港町1-10-9 株式会社市村工務店	
16	熊本地方事務所間仕切り購入・設置一式	H20.11.25	6,142,500	入札	-	-	熊本市上熊本1-2-6 株式会社レイメイ藤井	
17	デジタルカラー複合機の保守付リース14台	H20.11.26	16,652,160 (832,608)	入札	-	-	東京都中央区日本橋本町 1-5-4 コニカミノルタビジネスソリューションズ株式会社	5年契約
18	地域事務所業務用書籍	H20.12.4	2,736,954	入札	-	-	東京都新宿区愛住町19-16 富士ビル5F 株式会社三省堂書店	
19	地域事務所用消耗品一式	H20.12.11	1,869,000	入札	-	-	東京都千代田区神田淡路町 2-21-15 株式会社東洋ノーリツ	
20	平成21年度日本司法支援センター職員採用事務業務委託	H20.12.11	5,565,000	入札	-	-	東京都港区港南1-8-15 Wビル6階 ソフトプレーン・ヒューマン株式会社	

競争契約一覧表

No.	件名又は品目	契約年月日	契約金額(円) 上段(契約総額) 下段(20年度金額)	契約方式 (総合評価 の実施)	予定価格 (円)	落札率	相手方住所氏名	備考
21	情報管理用ログ収集・解析ソフト等の供給一式	H20.12.19	20,947,237 (16,052,137)	入札	-	-	東京都文京区後楽1-7-27 株式会社富士通ビジネスシステム	初期導入費用16,052,137円 保守(3年契約)4,895,100円
22	法律事務所用端末及びスタッフ弁護士用モバイルパソコンのリース契約一式	H20.11.26	46,795,896 (2,339,793)	入札	-	-	東京都港区浜松町2-4-1 センチュリー・リーシング・システム株式会社	5年契約
23	平成21年度法的トラブルQ&Aリーフレット印刷製本一式	H21.1.30	5,092,746	入札	-	-	福井県敦賀市道口63号 10番地の1 若越印刷株式会社	
24	指紋認証装置等一式の供給及び保守の委託一式	H21.1.30	26,239,500 (25,671,660)	入札	-	-	東京都中央区晴海1-8-12 住商情報システム株式会社	指紋認証装置等一式購入費 25,671,660円 保守(3年契約)567,840円
25	大阪地方事務所什器備品等一式	H21.2.18	2,499,000	入札	-	-	堺市堺区南清水町1-3-27 コガネ	
26	日本司法支援センター延岡地域事務所什器・備品等一式	H21.2.18	2,657,550	入札	-	-	宮崎県宮崎市赤江849-6 村田株式会社	
27	東京地方事務所多摩支部間仕切り購入・設置等一式	H21.2.20	10,160,000	入札	-	-	東京都中央区銀座3-4-12 株式会社文祥堂	
28	平成21年3月期消費税確定申告書作成、それに伴う運営費交付金の使途特定の事前作業及び検証作業に係る業務一式	H21.2.25	2,700,000	入札	-	-	東京都港区六本木1-6-1 KPMG税理士法人	
29	情報提供業務等におけるコールセンター運営業務委託一式	H21.2.27	942,900,000	入札 (総合評価実施)	-	-	東京都港区赤坂1-11-44 アクセンチュア株式会社	21~22年度の2年契約
30	日本司法支援センター本部事務所改修工事	H21.3.12	51,975,000	入札	-	-	東京都新宿区西新宿1-25-1 大成建設株式会社	
31	日本司法支援センター本部事務所移転作業委託一式	H21.3.16	3,150,000	入札	-	-	東京都中央区入船3-1-13 株式会社イトーキ	
32	日本司法支援センター本部事務所什器・備品等一式	H21.3.16	8,732,850	入札	-	-	東京都港区虎ノ門3-15-5 株式会社サンボー	
33	日本司法支援センター本部事務所労働者派遣委託契約(21年度分)	H21.3.24	23,691,622	入札	-	-	東京都千代田区大手町1-7-2 株式会社ヒューマントラスト	

企画競争による契約一覧表

No.	件名又は品目	契約年月日	契約金額(円) 上段(契約総額) 下段(20年度金額)	契約方式 (企画競争 の実施)	予定価 格	落札率 (%)	随意契約理由	随意契約 理由条項	相手方住所氏名	備考
1	平成20年度広報業務委託 一式	H20.6.17	76,000,000	随意 (企画競争実施)	-	-	本件は、法テラスコールセンターの受電件数、認知度を上昇させるための広報業務を委託するものであるが、広報の手法には様々な方法があるため、当方で細部まで仕様を定めた上で価格による競争を図るよりも広くアイデアを募った方が得策との考えから、企画案を募集し審査を行い契約の相手方の企画を選定した。本企画案を具体化できるのは、企画を提出した本契約の相手方以外に存在しないことから、その者(会社)を契約の相手方とした。	会計規程 第17条第 1号	東京都中央区銀座7-16-12 株式会社朝日広告社	
2	法テラスコールセンター品質評価 業務 一式	H21.1.23	3,948,000	随意 (企画競争実施)	-	-	本件は、法テラスコールセンターにおける電話対応の品質を評価するものであるが、評価の手法には様々な方法があるため、当方で細部まで仕様を定めた上で価格による競争を図るよりも広くアイデアを募った方が得策との考えから、企画案を募集し審査を行い契約の相手方の企画を選定した。本企画案を具体化できるのは、企画を提出した本契約の相手方以外に存在しないことから、その者(会社)を契約の相手方とした。	会計規程 第17条第 1号	東京都港区東新橋1-5-2 富士通株式会社	
3	平成21年度日本司法支援センター職員採用試験における問題作成及び採点業務委託	H21.1.29	3,500,000	随意 (企画競争実施)	-	-	本件は、法テラスの職員採用試験の問題作成等を委託するものであるが、試験問題の内容等には様々なものがあるため、当方で細部まで仕様を定めた上で価格による競争を図るよりも広くアイデアを募った方が得策との考えから、企画案を募集し審査を行い契約の相手方の企画を選定した。本企画案を具体化できるのは、企画を提出した本契約の相手方以外に存在しないことから、その者(会社)を契約の相手方とした。	会計規程 第17条第 1号	埼玉県熊谷市新堀234-6 株式会社人事教育研究所	
4	平成21年度広報業務委託一式	H21.3.3	249,913,125	随意 (企画競争実施)	-	-	法テラスコールセンターの受電件数、認知度を上昇させるための広報業務を委託するものであるが、広報の手法には様々な方法があるため、当方で細部まで仕様を定めた上で価格による競争を図るよりも広くアイデアを募った方が得策との考えから、企画案を募集し審査を行い契約の相手方の企画を選定した。本企画案を具体化できるのは、企画を提出した本契約の相手方以外に存在しないことから、その者(会社)を契約の相手方とした。	会計規程 第17条第 1号	東京都中央区銀座7-16-12 株式会社朝日広告社	

企画競争による契約一覧表

No.	件名又は品目	契約年月日	契約金額(円) 上段(契約総額) 下段(20年度金額)	契約方式 (企画競争 の実施)	予定価 格	落札率 (%)	随意契約理由	随意契約 理由条項	相手方住所氏名	備考
5	平成22年度職員採用試験におけるWeb適性試験問題作成等業務委託	H21.3.23	1,575,000	随意 (企画競争実施)	—	—	本件は、法テラスの職員採用に当たり、Web上での適性試験の実施を委託するものであるが、試験問題の内容やその実施方法には様々なものがあるため、当センターで細部まで仕様を定めた上で価格による競争を図るよりも広くアイデアを募った方が得策との考えから、企画案を募集し審査を行い契約の相手方の企画を選定した。本企画案を具体化できるのは、企画を提出した本契約の相手方以外に存在しないことから、その者(会社)を契約の相手方とした。	会計規程 第17条第 1号	東京都千代田区一ツ橋1-1- 株式会社毎日コミュニケーションズ	

随意契約一覧表

No.	件名又は品目	契約年月日	契約金額(円) 上段(契約総額) 下段(20年度金額)	契約方式	予定 価格	落札率 (%)	随意契約理由	随意契約 理由条項	相手方住所氏名	備考
1	北九州法律事務所賃貸契約(借増し)	H20.7.28	7,560,000 (2,205,000)	随意	-	-	当センターの業務を行うに当たり、当物件を借り上げることが必要であるため。	会計規程 第17条第 1号	北九州市小倉北区魚町1-4-21 有限会社リアルエステートサー ビス	増加額のみ 月額借料 315,000円 2,891円/㎡
2	佐世保地域事務所事務所賃貸借 (借増し)	H20.8.5	2,028,000 (1,352,000)	随意	-	-	当センターの業務を行うに当たり、当物件を借り上げることが必要であるため。	会計規程 第17条第 1号	長崎県佐世保市島瀬町4-1 株式会社バードハウジング	増加額のみ 月額借料 169,000円 2,872円/㎡
3	松本地域事務所事務所賃貸借契 約(借換え)	H20.11.1	11,010,900 (1,666,250)	随意	-	-	当センターの業務を行うに当たり、当物件を借り上げることが必要であるため。	会計規程 第17条第 1号	長野県松本市丸の内8-3 有限会社松本法文化	月額借料 313,250円 2,121円/㎡
4	五島地域事務所賃貸借契約	H20.11.27	6,480,000 (720,000)	随意	-	-	当センターの業務を行うに当たり、当物件を借り上げることが必要であるため。	会計規程 第17条第 1号	長崎県五島市木場町302-6 有限会社九州開発	月額借料 180,000円 1,497円/㎡
5	茨城地方事務所牛久地域事務所・ 事務所賃貸借契約	H20.12.1	13,534,000 (2,014,000)	随意	-	-	当センターの業務を行うに当たり、当物件を借り上げることが必要であるため。	会計規程 第17条第 1号	個人につき非公表	月額借料 280,000円 2,117円/㎡
6	岩手地方事務所宮古地域事務所・ 事務所賃貸借契約	H20.12.1	13,797,915 (1,834,453)	随意	-	-	当センターの業務を行うに当たり、当物件を借り上げることが必要であるため。	会計規程 第17条第 1号	岩手県宮古市栄町3-35 株式会社キャトル宮古	月額借料 249,317円 2,065円/㎡
7	対馬地域事務所賃貸借契約	H20.12.1	3,907,500 (907,500)	随意	-	-	当センターの業務を行うに当たり、当物件を借り上げることが必要であるため。	会計規程 第17条第 1号	長崎県対馬市厳原町中村60 6番地3 株式会社太田商店	月額借料 150,000円 1,545円/㎡
8	会津若松地域事務所賃貸借契約	H20.11.25	6,256,650 (1,216,650)	随意	-	-	当センターの業務を行うに当たり、当物件を借り上げることが必要であるため。	会計規程 第17条第 1号	福島県喜多方市熱塩加納町 熱塩字熱塩甲807 有限会社ホテルふじや	月額借料 210,000円 1,584円/㎡
9	京都地方事務所福知山地域事務 所・事務所賃貸借契約	H21.1.26	11,759,600 (1,396,100)	随意	-	-	当センターの業務を行うに当たり、当物件を借り上げることが必要であるため。	会計規程 第17条第 1号	京都府福知山市中ノ52 中川薬品株式会社	月額借料 285,600円 2,861円/㎡
10	宮崎地方事務所延岡地域事務所 賃貸借契約	H21.2.26	4,800,000 (907,500)	随意	-	-	当センターの業務を行うに当たり、当物件を借り上げることが必要であるため。	会計規程 第17条第 1号	宮崎市祇園2-78 株式会社テレビ宮崎	月額借料 320,000円 1,879円/㎡
11	島根地方事務所借上宿舍	H20.8.25	1,920,000 (857,000)	随意	-	-	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が、契約物件以外に存在しないため。	会計規程 第17条第 1号	個人につき非公表	月額借料 80,000円 12,96円/㎡
12	神奈川地方事務所借上宿舍	H20.9.1	1,606,800 (948,060)	随意	-	-	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が、契約物件以外に存在しないため。	会計規程 第17条第 1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構	月額借料 129,100円 2,017円/㎡
13	神奈川地方事務所借上宿舍	H20.9.1	1,648,800 (923,910)	随意	-	-	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が、契約物件以外に存在しないため。	会計規程 第17条第 1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構	月額借料 133,000円 1,873円/㎡
14	愛知地方事務所借上宿舍	H20.9.4	1,110,000 (610,500)	随意	-	-	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が、契約物件以外に存在しないため。	会計規程 第17条第 1号	愛知県名古屋市中区錦3-5-27 独立行政法人都市再生機構 中部支社	月額借料 87,200円 1,729円/㎡
15	函館地方事務所江差地域事務所 借上宿舍	H20.9.4	1,690,000 (552,500)	随意	-	-	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が、契約物件以外に存在しないため。	会計規程 第17条第 1号	北海道函館市美原4-7-22 株式会社ユニ	月額借料 65,000円 1,170円/㎡
16	沖縄地方事務所借上宿舍	H20.9.4	2,659,750 (840,533)	随意	-	-	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が、契約物件以外に存在しないため。	会計規程 第17条第 1号	個人につき非公表	月額借料 80,000円 1,297円/㎡

随意契約一覧表

No.	件名又は品目	契約年月日	契約金額(円) 上段(契約総額) 下段(20年度金額)	契約方式	予定 価格	落札率 (%)	随意契約理由	随意契約 理由条項	相手方住所氏名	備考
17	広島地方事務所借上宿舍	H20.9.4	2,965,200 (1,092,533)	随意	-	-	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が、契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	個人につき非公表	月額借料 10,400円 1,310円/㎡
18	福岡地方事務所北九州支部借上宿舍	H20.9.5	1,081,200 (588,653)	随意	-	-	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が、契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	福岡市中央区長浜2-2-4 独立行政法人都市再生機構 九州支社	月額借料 87,200円 1,282円/㎡
19	静岡地方事務所借上宿舍	H20.9.5	2,608,650 (1,012,150)	随意	-	-	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が、契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	東京都港区虎ノ門3-18-6 台場リアルティ有有限会社	月額借料 93,000円 1,782円/㎡
20	山口地方事務所借上宿舍	H20.9.8	2,103,750 (793,750)	随意	-	-	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が、契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	山口県下関市岬之町8-5 山口第一株式会社	月額借料 75,000円 1,224円/㎡
21	長崎地方事務所佐世保地域事務所借上宿舍	H20.9.13	2440350 (920,750)	随意	-	-	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が、契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	個人につき非公表	月額借料 87,000円 1,338円/㎡
22	本部中野坂上分室借上宿舍	H20.9.25	1,642,440 (825,782)	随意	-	-	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が、契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構	月額借料 13,300円 2,150円/㎡
23	函館地方事務所借上宿舍	H20.11.28	2,214,250 (415,540)	随意	-	-	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が、契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	東京都港区港南2-16-1 大東建物管理株式会社	月額借料 85,000円 1,370円/㎡
24	釧路地方事務所借上宿舍	H20.12.1	2,960,250 (664,920)	随意	-	-	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が、契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	個人につき非公表	月額借料 105,000円 1,544円/㎡
25	長崎地方事務所五島地域事務所借上宿舍	H20.12.3	1,475,550 (320,550)	随意	-	-	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が、契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	個人につき非公表	月額借料 51,000円 879円/㎡
26	長崎地方事務所老岐地域事務所借上宿舍	H20.12.3	1,626,900 (414,512)	随意	-	-	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が、契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	長崎県老岐市郷ノ浦町田中触 945番地1 山一不動産株式会社	月額借料 58,000円 950円/㎡
27	長崎地方事務所対馬地域事務所借上宿舍	H20.12.11	1,486,650 (385,650)	随意	-	-	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が、契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	個人につき非公表	月額借料 50,000円 943円/㎡
28	埼玉地方事務所熊谷地域事務所借上宿舍	H20.12.15	1,711,200 (484,840)	随意	-	-	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が、契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構	月額借料 138,400円 1,922円/㎡
29	鹿児島地方事務所奄美地域事務所借上宿舍	H20.12.16	1,067,250 (479,884)	随意	-	-	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が、契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	個人につき非公表	月額借料 65,000円 1,160円/㎡
30	沖縄地方事務所借上宿舍	H20.12.17	1,911,000 (406,200)	随意	-	-	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が、契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	個人につき非公表	月額借料 67,000円 1,218円/㎡
31	兵庫地方事務所借上宿舍	H20.12.19	1,064,160 (283,780)	随意	-	-	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が、契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構	月額借料 85,200円 1,494円/㎡
32	埼玉地方事務所借上宿舍	H20.12.19	1,189,440 (317,180)	随意	-	-	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が、契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構	月額借料 95,200円 1,442円/㎡

随意契約一覧表

No.	件名又は品目	契約年月日	契約金額(円) 上段(契約総額) 下段(20年度金額)	契約方式	予定 価格	落札率 (%)	随意契約理由	随意契約 理由条項	相手方住所氏名	備考
33	大阪地方事務所借上宿舍	H20.12.19	1,322,400 (367,340)	随意	-	-	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が、契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	大阪市城東区森之宮1-6-85 独立行政法人都市再生機構 西日本支社	月額借料 106,100円 1,607円/㎡
34	東京地方事務所借上宿舍	H20.12.19	1,590,000 (441,660)	随意	-	-	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が、契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構	月額借料 125,800円 2,246円/㎡
35	東京地方事務所借上宿舍	H20.12.19	1,677,120 (447,230)	随意	-	-	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が、契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構	月額借料 133,200円 2,296円/㎡
36	東京地方事務所借上宿舍	H20.12.19	1,713,600 (476,000)	随意	-	-	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が、契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構	月額借料 138,200円 2,303円/㎡
37	東京地方事務所借上宿舍	H20.12.19	1,716,000 (484,840)	随意	-	-	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が、契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構	月額借料 137,100円 2,077円/㎡
48	長崎地方事務所借上宿舍	H20.12.19	2,700,600 (676,532)	随意	-	-	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が、契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	個人につき非公表	月額借料 92,000円 1,559円/㎡
39	山口地方事務所借上宿舍	H20.12.19	2,925,000 (720,000)	随意	-	-	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が、契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	個人につき非公表	月額借料 100,000円 1,470円/㎡
40	岐阜地方事務所借上宿舍	H20.12.20	1,328,850 (627,510)	随意	-	-	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が、契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	岐阜市若竹町2-26 丸丹製材合資会社	月額借料 72,000円 1,333円/㎡
41	静岡地方事務所沼津地域事務所借上宿舍	H20.12.20	2,187,225 (518,625)	随意	-	-	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が、契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	静岡県沼津市大手町5-2-12 株式会社すぎやま	月額借料 69,000円 1,568円/㎡
42	岐阜地方事務所借上宿舍	H20.12.21	2,970,975 (758,490)	随意	-	-	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が、契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	個人につき非公表	月額借料 99,500円 1,421円/㎡
43	栃木地方事務所借上宿舍	H20.12.21	3,144,750 (770,450)	随意	-	-	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が、契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	個人につき非公表	月額借料 107,000円 1,813円/㎡
44	熊本地方事務所借上宿舍	H20.12.22	1,027,200 (471,845)	随意	-	-	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が、契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	個人につき非公表	月額借料 64,000円 1,185円/㎡
45	奈良地方事務所借上宿舍	H20.12.22	1,528,800 (403,430)	随意	-	-	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が、契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	大阪市城東区森之宮1-6-85 独立行政法人都市再生機構 西日本支社	月額借料 123,000円 1,757円/㎡
46	群馬地方事務所借上宿舍	H20.12.22	2,120,650 (601,780)	随意	-	-	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が、契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	香川県さぬき市津田町津田1 489-1 有限会社タートル	月額借料 73,000円 1,351円/㎡
47	大阪地方事務所借上宿舍	H20.12.24	1,313,040 (346,490)	随意	-	-	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が、契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構	月額借料 105,200円 1,724円/㎡
48	岩手地方事務所宮古地域事務所借上宿舍	H20.12.24	1,596,000 (304,500)	随意	-	-	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が、契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	東京都港区港南2-16-1 大東建物管理株式会社	月額借料 60,000円 1,034円/㎡

随意契約一覧表

No.	件名又は品目	契約年月日	契約金額(円) 上段(契約総額) 下段(20年度金額)	契約方式	予定 価格	落札率 (%)	随意契約理由	随意契約 理由条項	相手方住所氏名	備考
49	愛媛地方事務所借上宿舍	H20.12.24	2,220,000 (552,903)	随意	-	-	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が、契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	個人につき非公表	月額借料 75,000円 1,013円/㎡
50	茨城地方事務所借上宿舍	H20.12.24	2,897,000 (646,400)	随意	-	-	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が、契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	茨城県ひたちなか市勝田中央3-3 株式会社日立ライフ勝田営業所	月額借料 100,000円 1,515円/㎡
51	大阪地方事務所借上宿舍	H20.12.25	1,296,720 (345,790)	随意	-	-	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が、契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	大阪府城東区森之宮1-6-85 独立行政法人都市再生機構 西日本支社	月額借料 103,900円 1,924円/㎡
52	香川地方事務所借上宿舍	H20.12.26	2,327,800 (642,477)	随意	-	-	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が、契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	香川県高松市花園町1-1-5 太平ビルサービス株式会社高松支店	月額借料 76,000円 1,688円/㎡
53	静岡地方事務所借上宿舍	H20.12.26	2,500,200 (627,619)	随意	-	-	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が、契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	静岡県駿河区曲金5-4-38 有限会社グレース鷹匠	月額借料 84,000円 1,615円/㎡
54	福島地方事務所借上宿舍	H20.12.26	2,879,750 (482,400)	随意	-	-	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が、契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	個人につき非公表	月額借料 95,000円 1,283円/㎡
55	三重地方事務所借上宿舍	H20.12.28	2,190,750 (257,190)	随意	-	-	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が、契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	個人につき非公表	月額借料 75,000円 1,315円/㎡
56	長崎地方事務所借上宿舍	H21.1.4	3,225,750 (799,620)	随意	-	-	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が、契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	長崎市桜町8-1 株式会社社安中集栄堂	月額借料 115,000円 1,619円/㎡
57	東京地方事務所借上宿舍	H21.1.20	1,659,000 (304,150)	随意	-	-	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が、契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構	月額借料 133,600円 2,055円/㎡
58	大阪地方事務所借上宿舍	H21.2.20	1,246,800 (131,610)	随意	-	-	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が、契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構	月額借料 96,900円 2,253円/㎡
59	福知山地域事務所借上宿舍	H21.3.1	1,900,050 (409,460)	随意	-	-	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が、契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	個人につき非公表	月額借料 61,000円 1,016円/㎡
60	会津若松地域事務所借上宿舍	H21.3.1	2,112,700 (384,750)	随意	-	-	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が、契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	福島県会津若松市町北町大字藤室字藤室721-1 株式会社弓田建設	月額借料 74,000円 1,681円/㎡
61	会津若松地域事務所借上宿舍	H21.3.1	2,569,750 (384,750)	随意	-	-	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が、契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	個人につき非公表	月額借料 95,000円 1,397円/㎡
62	愛知地方事務所借上宿舍	H21.3.6	1,828,800 (96,520)	随意	-	-	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が、契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構	月額借料 148,600円 2,063円/㎡
63	福知山地域事務所借上宿舍	H21.3.7	1,928,250 (420,669)	随意	-	-	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が、契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	個人につき非公表	月額借料 65,000円 1,326円/㎡
64	大阪地方事務所借上宿舍	H21.3.12	1,336,800 (13,068)	随意	-	-	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が、契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構	月額借料 104,400円 2,047円/㎡

随意契約一覧表

No.	件名又は品目	契約年月日	契約金額(円) 上段(契約総額) 下段(20年度金額)	契約方式	予定 価格	落札率 (%)	随意契約理由	随意契約 理由条項	相手方住所氏名	備考
65	延岡地方事務所借上宿舍	H21.3.15	1,079,250 (300,540)	随意	-	-	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が、契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	宮崎県延岡市昭和町2-55 岸上不動産管理株式会社	月額借料 65,000円 955円/㎡
66	日本司法支援センター本部借上宿舍	H21.3.17	1,569,840 (39,250)	随意	-	-	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が、契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構	月額借料 118,300円 2,275円/㎡
67	日本司法支援センター本部借上宿舍	H21.3.23	1,263,840 (4,528)	随意	-	-	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が、契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構	月額借料 100,300円 1,675円/㎡
68	日本司法支援センター本部借上宿舍	H21.3.23	1,318,320 (7,320)	随意	-	-	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が、契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構	月額借料 105,200円 2,104円/㎡
69	日本司法支援センター本部借上宿舍	H21.3.23	1,365,120 (15,170)	随意	-	-	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が、契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構	月額借料 108,300円 2,166円/㎡
70	日本司法支援センター本部借上宿舍	H21.3.23	1,446,000 (1,558)	随意	-	-	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が、契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構	月額借料 115,100円 2,131円/㎡
71	東京地方事務所借上宿舍	H21.3.23	1,484,400 (16,490)	随意	-	-	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が、契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構	月額借料 108,300円 2,166円/㎡
72	秋田地方事務所借上宿舍	H21.3.23	1,563,000 (186,870)	随意	-	-	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が、契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	個人につき非公表	月額借料 60,000円 1,304円/㎡
73	静岡地方事務所借上宿舍	H21.3.25	2,384,250 (431,991)	随意	-	-	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が、契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	個人につき非公表	月額借料 85,000円 1,287円/㎡
74	岩手地方事務所借上宿舍	H21.3.28	1,657,950 (290,523)	随意	-	-	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が、契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	岩手県二戸郡一戸町字向町3 9 有限会社DIO企画	月額借料 55,000円 1,222円/㎡
75	会計監査人との監査契約	H20.8.28	36,750,000	随意	-	-	法務大臣から選任された会計監査人との契約であるため。	会計規程第17条第1号	東京都千代田区内幸町2-2 -2 あずさ監査法人	
76	年度決算対応支援作業委託	H20.4.8	4,136,832	随意	-	-	現行の業務システムの専門的な操作を通じての支援業務となる本件について対応が可能である者は、同システムの開発業者である相手方のみであるため。	会計規程第17条第1号	東京都港区東新橋1-5-2 富士通株式会社	
77	日本司法支援センター情報提供等システム追加開発請負契約	H20.7.18	151,683,840	随意	-	-	契約の相手方は、本システムの開発業者であり、追加開発業務を安全・確実に遂行可能な者は、契約の相手方のみであるため。	会計規程第17条第1号	東京都港区東新橋1-5-2 富士通株式会社	
78	情報提供等システムに係るアプリケーションソフト保守業務委託	H20.11.1	23,349,480	随意	-	-	本システムの初期開発及び追加開発は(株)富士通によって行われており、システムを熟知し、トラブル等に迅速・確実に対応できるのは同社以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	東京都港区東新橋1-5-2 富士通株式会社	

随意契約一覧表

No.	件名又は品目	契約年月日	契約金額(円) 上段(契約総額) 下段(20年度金額)	契約方式	予定 価格	落札率 (%)	随意契約理由	随意契約 理由条項	相手方住所氏名	備考
79	IP電話器購入(設定作業含む)	H20.11.25	4,987,710	随意	-	-	IP電話機を増設するには、PBX機器に接続が必要があるところ、その接続ができる機器を提供できるのは、PBX機器の落札業者である本件契約の相手方以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	東京都文京区後楽1-7-27 株式会社富士通ビジネスシステム	
80	業務用端末セットアップ作業	H20.12.1	1,092,000	随意	-	-	富士通(株)が開発したシステムにつき、そのシステムを熟知した上で配線、設定作業をできるのは、同社の関連会社である契約の相手方以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	東京都港区芝浦1-2-1 富士通エフ・アイ・ピー株式会社	
81	ルータ(10式)購入及び設定作業	H20.12.1	1,423,800	随意	-	-	富士通(株)が開発したシステムにつき、そのシステムを熟知した上で配線、設定作業をできるのは、同社の関連会社である契約の相手方以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	東京都港区芝浦1-2-1 富士通エフ・アイ・ピー株式会社	
82	コールセンター移転及び本部統合に伴うネットワーク設計・構成変更作業業務委託	H20.12.19	9,429,000	随意	-	-	元契約(一般競争入札No.8:情報システム運用保守・データセンター移設作業業務委託)と極めて密接に関連する変更作業業務であり、元契約受注者以外の者に発注することは困難であるため。	会計規程第17条第1号	東京都中央区晴海1-8-12 住商情報システム株式会社	
83	指紋認証装置等一式及び情報管理用ログ収集・解析ソフト等一式のシステム導入支援業務委託一式	H21.2.6	3,622,500	随意	-	-	契約の相手方は、センターの情報提供等システムの運用保守を行っており、当システムに新たなソフトを組込む業務を安全確実に遂行可能な者は、契約の相手方のみであるため。	会計規程第17条第1号	東京都中央区晴海1-8-12 住商情報システム株式会社	
84	平成19年度日本司法支援センター財務諸表官報公告掲載委託契約	H20.10.23	3,790,422	随意	-	-	官報への掲載委託先は契約の相手方以外に存しないため。	会計規程第17条第1号	東京都港区虎ノ門2-2-4 独立行政法人国立印刷局	
85	愛知地方事務所電気設備等工事	H20.8.22	5,040,000	随意	-	-	建物及び設備の維持管理上の必要性から、契約の相手方となるべき者が貸し主から指定されたため。	会計規程第17条第1号	名古屋市中区錦1-18-22 株式会社竹中工務店	
86	法テラス岐阜 改修工事	H20.12.2	3,696,000	随意	-	-	建物及び設備の維持管理上の必要性から、契約の相手方となるべき者が貸し主から指定されたため。	会計規程第17条第1号	岐阜県岐阜市美江寺町1-27 第一住宅相互株式会社	
87	法テラス長崎 改修工事	H20.12.2	3,885,000	随意	-	-	建物及び設備の維持管理上の必要性から、契約の相手方となるべき者が貸し主から指定されたため。	会計規程第17条第1号	福岡県福岡市早良区2-26-18 有限会社 シマイ住建	
88	法テラス宮古 改修工事	H20.12.8	4,074,000	随意	-	-	建物及び設備の維持管理上の必要性から、契約の相手方となるべき者が貸し主から指定されたため。	会計規程第17条第1号	岩手県金石市新町7-46 有限会社 森建設	
89	法テラス多摩(八王子)原状回復工事	H21.2.27	3,000,000	随意	-	-	建物及び設備の維持管理上の必要性から、契約の相手方となるべき者が貸し主から指定されたため。	会計規程第17条第1号	東京都文京区小石川4-22-2 大星ビル管理株式会社	

随意契約一覧表

No.	件名又は品目	契約年月日	契約金額(円) 上段(契約総額) 下段(20年度金額)	契約方式	予定 価格	落札率 (%)	随意契約理由	随意契約 理由条項	相手方住所氏名	備考
90	法テラス多摩 電気設備等工事	H21.2.27	6,195,000	随意	-	-	建物及び設備の維持管理上の必要性から、契約の相手方となるべき者が貸し主から指定されたため。	会計規程第17条第1号	東京都立川市曙町2-31-15 鹿島建設	
91	法テラス多摩 立川旧事務所原状回復工事	H21.3.9	3,798,900	随意	-	-	建物及び設備の維持管理上の必要性から、契約の相手方となるべき者が貸し主から指定されたため。	会計規程第17条第1号	東京都新宿区早稲田町69番地 株式会社ビー・エイチ・エス	
92	法テラス阪神設備及び改修工事	H21.3.12	6,510,000	随意	-	-	建物及び設備の維持管理上の必要性から、契約の相手方となるべき者が貸し主から指定されたため。	会計規程第17条第1号	大阪府大阪市中央区釣鐘町2-4-7 西松建設株式会社(関西支店)	
93	福岡地方事務所新聞広告掲載業務委託契約	H20.9.16	1,680,000	随意	-	-	県内の発行部数シェアで4割を占める西日本新聞への広告取扱代理店は契約の相手方のみであり、競争の相手が存しないため。	会計規程第17条第1号	福岡市中央区天神1-4-1 株式会社西新広福岡	
94	京都地方事務所電話帳広告掲載業務委託契約	H21.1.21	1,644,000	随意	-	-	京都におけるNTT電話帳への広告掲載は、契約の相手方が唯一の取引先となっており、他に競争相手がおらず、その性質上競争に適さないため。	会計規程第17条第1号	大阪市西区江戸堀1-11-4 エヌ・ティ・ティ関西電話帳株式会社	
95	岡山地方事務所NTTタウンページ 広告掲載業務委託契約	H21.3.23	2,387,700	随意	-	-	岡山におけるNTT電話帳への広告掲載は、契約の相手方が唯一の取引先となっており、他に競争相手がおらず、その性質上競争に適さないため。	会計規程第17条第1号	広島県広島市西区商工センター2-6-1 エヌ・ティ・ティ中国電話帳株式会社	
96	判例検索ソフト「判例秘書」 賃貸 借契約	H20.10.1	1,130,850	随意	-	-	常勤弁護士の利用しやすさや常勤弁護士が他の法テラス法律事務所に異動することもあることを考慮して、すべての法テラス法律事務所に本判例検索ソフトを導入しているところ、本判例検索ソフトは、契約の相手方が製造したものであり、同社のほか系列企業しか販売しておらず、同社の提供する価格以外では、賃借を受けることは不可能であり、その結果、販売店間での競争も不可能であるため、同人(同社)と契約を締結した。	会計規程第17条第1号	東京都港区南青山2-6-18 株式会社エル・アイ・シー	
97	判例検索ソフト「判例秘書」 賃貸 借契約	H21.1.1	1,506,750	随意	-	-	常勤弁護士の利用しやすさや常勤弁護士が他の法テラス法律事務所に異動することもあることを考慮して、すべての法テラス法律事務所に本判例検索ソフトを導入しているところ、本判例検索ソフトは、契約の相手方が製造したものであり、同社のほか系列企業しか販売しておらず、同社の提供する価格以外では、賃借を受けることは不可能であり、その結果、販売店間での競争も不可能であるため、同人(同社)と契約を締結した。	会計規程第17条第1号	東京都港区南青山2-6-18 株式会社エル・アイ・シー	

随意契約一覧表

No.	件名又は品目	契約年月日	契約金額(円) 上段(契約総額) 下段(20年度金額)	契約方式	予定 価格	落札率 (%)	随意契約理由	随意契約 理由条項	相手方住所氏名	備考
98	社会保険関係規程作成等に関する委託契約	H20.4.1	3,130,680	随意	—	—	当センター特有の雇用形態や勤務実態の形態に対する労働法令上の取扱いに精通し、労働法令上の事務を遺漏なく迅速に処理することができる者は、契約の相手方以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	東京都新宿区西新宿7-2-6 社会保険労務士法人開東社会保険労務事務所	
99	平成20年度コールセンター構築・運営等業務委託契約	H20.4.1	520,000,000	随意	—	—	契約の相手方は平成18年度から当該業務を実施し、その間、フォローアップ調査等の付随業務やシステム改修も行っており、その信頼性は高く評価できる。また、当センターの業務内容に精通していることから、当センターが要求する業務を適正かつ高いレベルで提供できる者は契約の相手方以外に存しない。さらに、コールセンターに設置済みの設備等について新たな設置費用が不要であり、他社と比較して有利な価格で契約を締結することができるため。	会計規程第17条第1号・3号	東京都港区赤坂1-11-44 アクセンチュア株式会社	

○会計規程

第17条 次の各号に掲げる契約を締結する場合には、随意契約によるものとする。

- 一 契約の性質又は目的が競争に適しないとき
- 二 緊急の必要により競争入札によることができないとき
- 三 競争入札によることが不利と認められるとき
- 四 契約の予定価格が少額であるとき
- 五 その他業務運営上特に必要があるとき

○契約事務取扱細則

(随意契約の公表)

第25条 次の各号に該当する随意契約については、契約の目的、金額、日付、相手方等契約の内容及び随意契約によることとした理由を公表するものとする。

- (1) 予定価格が250万円を超える工事又は製造
- (2) 予定価格が160万円を超える財産の買入れ
- (3) 予定賃借料の年額又は総額が80万円を超える物件の借入れ
- (4) 予定価格が100万円を超える役務
- (5) 前各号に準じて、理事長が特に必要があると認めたもの

「平成20年度日本司法支援センター契約状況表」 附属説明書

1 契約件数及び金額の状況

日本司法支援センター（以下「支援センター」という。）におけるすべての契約のうち、いわゆる少額随契（※注）が可能な金額を超える契約の件数と金額については、第1表「総表」記載のとおりであり、その概要は以下のとおりである。

「競争性のある契約」については、件数が38件で上記記載要件を満たす契約全体の約28%、金額が約17億4073万円で全体の約64%であり、金額において全体に占める比率が高くなっている。

一方、「競争性のない随意契約」については、件数が99件で全体の約72%、金額が約10億47万円で全体の約37%と、件数における比率が高くなっている。これは、主に、支援センターが全国規模の組織である性質上、事務所や職員宿舎の賃貸借契約件数が74件と多数に上り、全体の件数（137件）の約54%を占めていることによる。こうした土地・建物の賃貸借契約については、国及び独立行政法人における随意契約の見直しにおいても、「その場所でない行政目的が達し得ない等との理由から供給者が特定されるもの（税務署庁舎等の土地建物借料）」であり、競争的でない随意契約によることがやむを得ないと認められるものとして位置付けられている。この点、①支援センターの事務所についても、支援センターが国民に身近な司法の実現を目指して民事法律扶助業務、情報提供業務等を行う法人であることから、その目的を達成するためには、市民に利用しやすい環境にあり、かつ地域の業務量に見合う体制を整えるために相当な面積を確保する必要があること等から、自ずと物件は特定され、また、②職員宿舎の選定についても、職員の職務の能率的な遂行を確保するために当該事務所からの通勤の便等を考慮するとともに、貸与対象職員の等級に応じて専有面積に制限を設けていることや、敷金・礼金のないUR都市機構が管理する物件又はこれに準じる条件の物件の中から候補物件を選定することとしていること等から、自ずと物件は特定され、随意契約によることがやむを得ないものである。なお、これら事務所や職員宿舎は、物件によって賃料が異なることから、契約に当たっては、①事務所の賃貸借については、複数の物件を選定し、その中から利用者の利便性、面積、賃料等を総合的に勘案し、また、②職員宿舎の賃貸借については、面積、賃料等を総合的に勘案するとともに、上記のとおり敷金や礼金の負担が生じない物件を極力選定している。

上記事務所・宿舎の賃貸借契約以外では、会計監査人契約が1件で全体の約

1%、他との互換性がないシステム関係の契約が8件で全体の約6%、官報公告の契約が1件で全体の約1%をそれぞれ占めている。

これらの契約については、その性質上競争契約に馴染まず、随意契約とならざるを得ないものである。

注) いわゆる少額随契が可能な金額については、国におけるそれと同じである。

2 上記1掲記の諸類型以外の「競争性のない随意契約」に関する個別説明

上記1掲記の諸類型以外の「競争性のない随意契約」、すなわち、第1表「総表」の「競争性のない随意契約」中の「その他の契約」については、その件数が15件で全体の約11%、金額にして約5億6768万円で全体の約21%となっている。これらの契約案件について、随意契約とした各理由は下記のとおりである。

(1) 第3表「随意契約一覧表」No. 85～92の「改修工事」等

これらは、事務室の改修等の工事契約であり、建物及び設備の維持管理上の必要性から契約の相手方となるべき者が当該事務所の賃貸人から指定されているものであるため、随意契約とならざるを得なかったものである。

(2) 同表No. 93～95の「広告掲載業務委託」

これらは、新聞やタウンページへの法テラスの広告掲載を委託するものである。これらの広告掲載業務については、新聞社等の関連会社が行っており、これらの契約の相手方以外の者が取り扱うことができないものであるため、随意契約とならざるを得なかったものである。

(3) 同表No. 96～97の「判例検索ソフト賃貸借契約」

これは、支援センターの法律事務所に勤務する常勤弁護士が使用する判例検索ソフト「判例秘書」の賃貸借契約である。支援センターでは、同ソフトに搭載されている判例件数はもとより、判例から判例タイムズ等の主要法律文献（10文献）にリンクできるなどその使い勝手の良さや常勤弁護士が他の法テラス法律事務所に異動することを考慮して、支援センターの全国の法律事務所に統一的に本ソフトを導入しているところ、本ソフトは製造元のほか同社の系列企業しか販売しておらず、同社の提供する価格以外で賃借を受けることはできないものであり、その結果、販売店間での競争もできないことから、随意契約とならざるを得なかったものである。

(4) 同表No. 98の「社会保険関係規程作成等に関する委託契約」

本件は、就業規則等の各種規程の作成や労働法令に基づく各種書類の作成等を専門家に委託するものであり、契約の相手方が支援センター特有の雇用形態や勤務形態に対する労働法令上の取扱いに精通している等の理由により

随意契約としたものであったが、本件の平成21年度契約（平成21年4月1日契約締結）については、競争契約に移行した。

(5) 同表 No. 99 の「平成20年度コールセンター構築・運営等業務委託契約」

本件は、契約の相手方が支援センターの業務開始当初から本業務の委託を受けているものであり、支援センターの業務内容に精通している上、支援センターの業務を行うのに適した設備を有しているため、いわゆるイニシャルコストが不要であり、契約の相手方と契約する方が他の者と契約するよりも有利であることから、同人（同社）と随意契約したものであったが、本件の平成21年度契約については、競争契約（総合評価）に移行している（第2表の1「競争契約一覧表」のNo. 29参照）。

3 予定価格及び落札率の公表について

支援センターの契約は、毎年ほぼ同種の契約を行っているところ、仮に予定価格及び落札率を明らかにすると、それ以降の同種の契約に際して予定価格が推認され、その結果、①談合等の場合の協定価格に利用されるおそれがある、②競争契約に限らず契約の相手方が1者（社）に限られる競争性のない随意契約（いわゆる性質随契）案件においても、契約金額が高止まりする等の弊害を生じやすいとの認識から、予定価格及び落札率は公表しないこととしている。

なお、政府内においても、同様の理由により、上記各事項については公表対象から除外している省庁も存すると承知している。

4 契約事務に係る執行体制について

支援センターにおける契約事務は、地方事務所等（94か所）で取り扱う予定価格が50万円以下の契約案件を除き、総務部財務会計課ですべての案件を処理している。

財務会計課の組織体制は課長以下8名で構成されているが、同課においては、この体制で契約事務のほか、財務管理、資産管理、支払事務及び外部監査対応等、支援センターの会計に関するすべての業務を行っている。

なお、平成21年度においては、地方事務所等で取り扱うことができる契約の範囲の一部（広報）を、予定価格100万円以下と拡大し、総務部財務会計課の事務量の軽減を図った（契約事務取扱細則の一部改正。平成21年6月22日改正、7月1日施行予定）。